



2.11 「教会と天皇制」を考える会

カトリック教会の戦争責任

軍靴の響きが迫る現在の「証し」を共に考える

講師 西山 俊彦 師

西山俊彦でございます。ささやかなものでございます。でも、教会と天皇制委員会、そして、宮井先生のお招きをいただきまして、ありがたく寄せていただきました。皆さんとほぼ志を同じくしていると思いますが、皆さんの方がもっともって燃えておられるかもしれません。どうぞ、今日はいろいろな形で啓発してくださいませ。

1. 「平和の福音」がイエスのみ教え

まず、私が願うことは、私たちの信じているのは平和の福音であるということですね。これなくしては私たちの福音も信仰もどっかに飛んでいってしまってるということだと思います。これが本当に核心であるということを皆さんとともに今日は絶対にですね、これだけはということは、そう、再確認させていただきたいと思います。

聖書のどこ、ここと言って引用するまでもありません。互いに愛し合うこと、これが私のすべてである、私が愛したようにというところですね。キリスト教が愛の宗教であるならば、そして、敵をもまた、この小さな一人を愛した者は私を愛した者と言うんですから。もしも愛されていない者がいるならば、それは私たちの福音に真正面から、反すること、対抗することだということですね。ということは私たちはいつも問われているんだと思います。

そして、私たちは神の子だというんですが、なぜ神の子だと。というのはただ生まれたから神の子じゃないんだということですね。いや、これもう当然、当然のことを言ってますみません。私たちは神の子として生まれているんじゃないんだと。その人は神の子と言われるのは、平和のために働く人、その人は神の子だと言われるんです。ですから互いに愛し合うと言ってもいいですし、そして平和のために働くと言っていいんですが、それによってあなたがたは神の子と呼ばれるであろうと、こうではないでしょうか。

当たり前のこと、皆さんこそよくご存じのところ。でも今一度、今日はそれだけはもう絶対に忘れたくない、せめてこれだけは。というのは今日終わって、そして今一度これだけは確認して、そしてそれを今の日本の中において。

本当におかしなことですね。軍服を着たものがテレビの一面にスポットライトを浴びてるんですね。最も中心的な場面に出てくるわけですね。そしてそれが毎日出てくるんですよ。ニュースのたびに。そしてそれをこぞって皆が写し出すわけですね。何やってくれてるかという、我々がそれに慣れっこになるようにということじゃあないでしょうか。はっきり言って。

私たちがこれを何とも思わなくなるように、ちゃんと計らって、我々が慣れっこになるように仕組んでもらってるんじゃないでしょうか。ですからNHKのアナウンサーまでも「隊長」なんていうような呼び方してるんですよ。挨拶の仕方一つだってですね。中東とNHKの渋谷だと思ってるんですが、あそこやりとりしてて軍隊調なんですね、アナウンサーと。私はアナウンサーまで完全に乗せられてる、放送局全体だけじゃないんだと。こういうふうには思っておりますが、私たちまでもそうになってしまったらミイラ取りがもう全くミイラになってしまうんですね。そう思うんです。

2. 自衛権は自然権？

この武力についてもですね。これがおかしなことだということを、今一つ、今日お別れする前に自衛力というのは自衛権というのは、自然権であるということが、これがおかしなことだと確認しておきたいのです。

人間にとって神の子っていうのはお互いに武力を使わないで神の子となるのが真っ当な道だということを、もう一つのポイントとしてですね。平和憲法があってもなくても同じなんです、自衛権を認めればですね。自衛権を認めれば平和憲法なんかあってもなくても同じなんです。解釈改憲ですとそれできたわけで、最後は自衛権の問題に来るわけです。ひょっとして平和憲法をそういう形で骨抜きにするだけでなく、平和の福音をそういう形で、もしも骨抜きとしてしまっていたら、我々は自覚はしていないかもしれないけども、完全にミイラになってしまっていると思っておりますが、また、皆さん後から、きつと啓発していただけると思っております。

そこで私は今日何も皆さんに誇れるようなものを持ってきていないんです。本当にお恥ずかしいものを持ってきてるんですね。本当にこれは申し上げたくないというようなことでも、やっぱり申し上げないといけないというようなことを持っているわけです。

何かというと、カトリック教会の戦争責任という問題で、それは、ただカトリックだけの問題じゃなくって、キリスト者としてはやっぱり共同責任だと思いますね。プロテスタントの責任はカトリックの、もしも、キリスト者であれば責任だし。お互いにともども至

らないから、そういうふうになってきてるということは間違いないと思いますが、しかし、カトリックの戦争責任という場合に、戦時中、あれは迫害があったんだ、締めつけがあったんだ、存亡の危機にさらされていたから、立たされていたから、ああいうふうになったんだ、とこういうふうに、まあ言うんですが。



3. 歴史には進歩がある

それだったら、歴史に進歩はないし、歴史そのものが成立しないし、自由も責任も何もないんじゃないかと、状況がしからしめたんだということはですね。人間が人間でないと言っていることに等しいと思います。まして信仰者であれば、たとえ厳しいことであっても、それが本当に福音に照らして、真理に照らしてどうだったのかということの反省なくしては、事実も歴史も、そして、人間の位置も神のみ前における信仰者の立場も何もなくなると思います。

ですから、あの当時はいたしかたなかったんだという言い方をして、じゃあ、お前だったらどうしたかというような反問をされるんですが、それは、私もユダになっていたと思いますし、その当時は私はプロテスタントの信者でしたから、ここ天満教会にひょっとしたら伺っていたかもしれないんですけども、この教会、香里園に住んでいてですね、千林の教会はよく行っていたんですが、ここにも伺っていたんじゃないかと。でも小さいときでしたから覚えていないんです。申しわけございません。いろんな恩義がございまして、それはそれはいろいろなそのかわりあるんですが、でも、それはそうといたしまして。ですからそういうような見方も成り立ちますが、やはり現代の視点ということが私は大切だと思うんです。そこに人間には進歩がある、歴史には進歩があると思うんです。

なぜならば、それは人間のわざだからなんです。それは第三者的、客観的な事実だと思いがちですけども、歴史というのは人間の主体的な創造物だと私は思っているんです。

(1) 寿命は神がお決めになる？

皆さん、最近、「63億人の地図」という番組がございましたね。そこで、寿命というのは神様がお与えくださったものこう思っています。でも、そこでぱっとうち出されたときに、皆はっと思われませんでしたでしょうか。世界で一番短命な国というのは34歳のシエラレオーネだと。それに反して日本は81.9歳だと。そして、それだけじゃなくて、世界の平均が65.2歳だと。これ何ですか、これ何ですか。神様がお与えくださった命だからケセラセラでいいんでしょうか。これは人間がつくったものでないとも言えるんでしょうか。完全に人間のわざじゃないんでしょうか。これを神のわざというのは神を冒涇することになるんじゃないでしょうか。私はあれを突きつけられても、まだ、あたかも神のわざと思っていたら、もうこれは信仰者でも、そして、人間でもないと言わざるを得ない

と思うんです。

ただ、あそこのシエラレオーネですね。NHKの番組にシスターが登場するんですよ、ボールをかぶった。こういうのはめったにないんです。大体ああいうのは避けるというのがマスコミの常道です。でも、あえて出したというのは根岸というシスターですけども。その方を出したというのは、やはり報道記者が感銘を受けたから、そして、これは普遍的な価値があると思ったからではないでしょうか。ですから、あそこでもう20年来働いているシスター根岸が出てまいりました。そこで内乱のときにはご自身もですね、後頭部に銃か短剣か知りませんが突きつけられて、ほとんど銃殺されていたということですけども、まだ生き長らえておられます。その方がこうっておられたんです。あそこの国は今、もちろんダイヤモンドという利権に駆られて、略奪から虐殺からすべて横行してきて、5万人が人命を落とし100万人単位の難民が出たというようなことも言われてるんですけども。そしてそこで非常な暴虐無尽が行われたんですけども。

シスター根岸は、もう15年ほど前に大阪の正義と平和の会で、私たちの会で話してくださいました。あそこは本当に何もありませんと。ただこれだけはありますと言っていたのは、文房具とか何とか日本から送って皆が勉強できるようにする。そして皆にですね。時としてボンボンぐらい、キャラメルぐらい持って行くことがあると。機会があるとそれを本当に一粒だけでも、皆に分けるといいますね。じゃどうするかというと、もしも隣の人がかもらわなかったら、半分隣の人に渡すと、一粒ですよ、一粒。そして、もしもそのほかに持っていないものがいたら、またその半分を分けると。で、クラスで一応皆がもらえたら持って帰って、家のものとか友達に分けるといいますね。

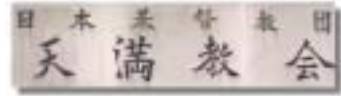
これ、あの一番、今は一番貧しくて一番短命だといわれる国でも人間はこんなすばらしい心も持ってるわけです。虐殺に、そして、人を人とも思わずに、そして、11歳の少女兵が3人の正規兵を銃殺したと、カラシニコフでというのが朝日新聞に出ておりましたね。そういう国、痛ましい国にありながら、一面は本当にキャラメルのボンボンの一粒の半分、またその半分を分けると。それをですね、我々に聞かせてくださったんですが、15年前に聞かせてもらったときは、私はポーとどっかにそんな、ああそうかと思っていたんですが、最近、あの「63億人の地図」という番組を見せてもらって、いやーそうか、そうじゃないんだと。もう一方の現実が人間によってつくられたならば、もう一つの現実も、事実も現実となり得るんだということ。

私はね、やはり善意が必要だし、そしてその善意を人々とともに分かち合うということ、手を取り合うということ。それは人間にできないことかもしれないが、神にはおできになると。恵みによってそれは可能であるということを感じるのがそれが信仰であると思いません。信仰をとともにできるということ、人間のわざではありません。

お前そんなことを信じてるのかと言われてたら、信じてるとはちょっと私の力じゃ言えないんですけども、そんなこと少しでも何かできると思ってやってるかもしれないけども、何もできないというのは本音じゃないかと言われてたら、そうじゃないとはちょっと言いづ

らいようなんです。

それでも福音は、イエス様は招いてくださったし、そして、
それでもイエス様は文字通りご自分を御父にお捧げになった、
私たちのために捧げてくださったというこの事実。唯一の事



実、それにつくことはいつでもできる、失敗をしながらいつも落伍をしながら、やはりそこに厳然たる目標があると思います。ですから人間にはやはり進歩がある、歴史も進歩がある。ただ過去のことを見るということじゃなくて新しい光をもっていつも見なければならぬ。そこに新しい過去がまた力あるものとして私たちの前に提示されるんじゃないかと。

ですから私の話というのは、大体この要旨というのののっとなって話そうとしているわけ
です。そして、要旨の大前提ということだけを、ちょっとり話させていただいたんですが、
ちょっと長くなりまして、本当に脱線して、宮井先生、何かちょっとおかしい点、訂正し
ていただければありがたいんです。申しわけないですが。ですから大前提というところだ
けをですけども。

でも、やはり今日はせめて二つだけ。すなわち、私たちは平和の福音を信じてるという
こと。そして、第二は武器をとって平和というのは矛盾なんだと。武器なき平和、愛によ
る平和。ピース・パイ・ピースフルミーニングスについての本の案内を受付けに置かせていた
だきました。ガルトウングの本でございますが、それは私たちこそが平和によって、十字
架によっての平和ということ。と同じです。

正当防衛ということは、後でまたそれについて触れてみたいと思うんですが。あまりに
もですね。正当防衛、自衛戦争は当然だと思ってるのが、これがとんでもない間違いだ
ということ、後からぜひですね。もう少し詳しく話させていただけようと思っております。

この二点だけはですね。もしも皆さんとともにしっかりと心できるならば本当にうれし
いと思っております。

では、次にですね。じゃ、どのような事実がということをお話させていただきます。カト
リック教会の戦争責任という問題です。カトリック教会の戦争責任と言いますと、ここの
資料ですね。B 4 のこの資料でございます。これです。要旨が A 4 になっておりまして、
そしてここに B 4 のこれが資料となっております。これは相い対象される形で一応準備さ
せていただきました。ここの資料 2 というところの左をご覧くださいませでしょうか。

4. これ迄の責任の総括

(1) アジア司教協議会における謝罪

これが 1986 年に白柳東京大司教が行われたアジアの司教方を前にしたですね。「戦争
責任の告白」となっております。念のため読ませていただきます。

「第4回アジア司教協議会連盟総会が日本で開催されたこの機会に、私たち日本の司教は、日本人としても、日本の教会の一員としても、日本が第二次世界大戦中にもたらした悲劇について、神とアジア・太平洋地域の兄弟たちに赦しを願うものであります。

私たちはこの戦争にかかわったものとして、アジア・太平洋地域の2,000万を越える人々の死に責任を持っています。さらに、この地域の人々の生活や文化などの上にも痛々しい傷を残していることについて深く反省いたします。

私たちは、このミサにおいて、アジア・太平洋地域におけるすべての戦争犠牲者の方々の平安を心から祈り、日本が、再び同じ過ちを犯さないだけでなく、アジアにおける真の人間解放と平和に貢献するよう、教会としての責任を果たす決意を新たにします。」

今、少し早口で読ませていただきました。でも、これ聞いてくださってどんな感じをお持ちでしょうか。いやあ、これがカトリック教会の戦争責任の告白なんです。もちろん、戦後40年たってということは、度外視するといたしましょう。度外視、40年たって今さらということはそっとするとしまして。

でも、「アジア・太平洋地域の2,000万を越える人々の死に責任を持っています」。これ、どんな責任なんですか。何にも言ってません。本当に何にも言ってません。深く反省しますと言うんですけども、どんな責任かも言わないで何を深く反省するんですか。おかしいですね。私にはおかしいと思います。しかもですね、その結果だけ言ってるだけです。原因何も言ってないんです。なぜ、2,000万、そして、それがなぜカトリック教会固有の責任かと、こんな何も固有の責任じゃなくて、日本国、そして、日本国民全体と何ら変わらないわけですよ。一億総懺悔とどこが違うんですか、私はそう思います。

ですから、宗教集団固有の何ら戦責告白をしていないんです。私はそう思います。皆さんは立派な告白だと認めてくださるかどうかは知りませんが。

(2) 『平和への決意—戦後50年にあたって—』



で、それがここに要旨の1ページに書いたところにも同じように、この私の見方というのはこのほかの1995年に『平和への決意』というのが出ました。「戦後50年にあたって」という副題をつけて。戦後50年ですからちょっとそんなの言うのは面映いんですけども、戦後50年もたって、そんなことを初めて言うなんておかしいんですけども。でも、やっぱり宗教家というのは正直に言わざるを得ないんでしょうね。ですから、「戦後50年に当たって」というわざわざ解説をつけております。でも、とにかく言ったんですから、言わないよりはましかもしれません。

『平和への決意』と、ここに出ておりますところはですね。「この戦後50年を節目とし

て、人間として、信仰者として、戦争へ向かった過去の歴史についての検証を真剣に行い、真実の認識を深め、悔い改めによる清めの恵みを願いながら、新たな決意のもとに世界平和の実現に挑戦したいと思います。」立派な言葉というふうに響くんですけども、響くんですが検証を真剣に行いというんだったら、50年の間にもう行ってあげばいいんですよ。何も行ってなくて、これからするということですけども、何だというわけですよ。こんな無責任な検証の仕方ってあるものでしょうか。私はないと思いますね。しかも「真実の認識を深め」、これも検証を真剣に行うということと同じなんですけども。

今までやってないということ認めてるんですか。それともこれから本当にやりますという悔悛の情を示してるんでしょうか、どうなんでしょうかね。悔い改める清めの恵みを願いながら、本当に必要です。清めの恵みが。本当にたくさん必要なんですけども、新たな決意をしたということですけども、これじゃ何の決意もしてないと。そうですね。私が読めばこうなるんですけども。でも、これで通ってるんです、それで。通ってるんです。

そして、これは日本カトリック司教団の公式の声明ですから、これを出すのも難しかったらしいですよ。漏れ聞くところによると。こんなものだって難しかったということですから、押して知らんや実体はですね。

(3) 『新しい出発のために—平和を愛する皆さんへ—』

ですからその次に書いてあるのが、日本カトリック正義と平和協議会、『新しい出発のために』、そして副題として、「平和を愛するすべての兄弟姉妹、特にアジア・太平洋地域の皆さんへ」と。これがですね。1995年のその『平和への決意』の直後に出了。日本正義と平和協議会というのは、少し急進的などころがあります。日本カトリック司教協議会というのは全体を取り仕切ってるところですから、中庸ということが大切かもしれません。ところが日本正義と平和協議会というのは意気に燃えているところがありますからですね、ですから少しは真っ当にポイントをついて言うところがあります。

そこで何と言うかといいますと、段落、1段目の「日本人としての自己検証は始まったばかりです」と、こう告白するわけですね。「始まったばかり」ですと。今までしてないということ認めることは正直なんです。ところがですね。ですから、その後でなぜそうなったかという、「私たちの力不足」なんです。力不足、力不足からこんなになると。「なぜあの侵略戦争を正しくて、聖なる戦争ととらえたのか、その神学的根拠を解明するということは絶対必要」だということです、この根拠を明確にしないと。なら結果だけ、日本人として、信仰者として、というのが何ら信仰者としての特徴のない固有の責任を明確にしないということではなかったわけですから、神学的根拠というものは絶対に必要だということだけは言っております。

そして、そうすることは「現在の私たちの信仰の問題」であります。そこに我々の信仰というのがかかっているんだ、生きた信仰というものが。この問題だけはとらえているんですけども、じゃそれを本当に正義と平和がやっていくか、または、それをだれかにするよう、または日本カトリック司教協議会が行っていくか、またはローマが腰を上げるよう

にするかというところまで何も言っておりませんし、やっております。やっぱりこれも一つの文章で、文章のどっかに書いておけば世界が変わるとでも、そういうことなんですよ。きっと、同じことなんですよ。

5. “プレフェレンシャル・オプション・フォア・ザ・プア”

皆さんよくご存じのようにですね。あの有名なカトリック教会はですね、貧しい人とともに歩み、恵まれない人とともに歩む、“プレフェレンシャル・オプション・フォア・ザ・プア”という「貧しきものへの選択」ということを『現代世界憲章』において、第二バチカン公会議の主要な文章の一つとしてまとめました。それはそれで結構なんです。本当に貧しきものの側に立つんだということを現代世界憲章のとおぼちにですね、出したんですよ。本当にこれでこそ福音だという感じを受けますね。受けます。でも、文章の最初のページに書きとどめただけと言わないといけないんじゃないでしょうか。ただどこかに書いてあると。

奴隷問題だって同じなんですよ。もう4世紀も400年にもわたって奴隷制度が続いていた、そしてそれが資本主義の本源的蓄積に与かって力があつたと。そして、現代のこの体制がありですね。南北問題の差があるということであるならば、大変なことなんですけども、400年の中にちょっぴりときどき奴隷制度に反対する、非難する、または弾劾する教令文書が時々出てくるんですよ。

だから教会は一貫して、断固として反対したなんて言うんですよ。しかも教皇庁自身の公式文書にこれがポーッと出てくるんですね。それがたとえ当たっていたとしても、奴隷制は公然の事実なんですよ、歴史上の。産業革命からその後の資本主義の発展にずっとわたって、公然の事実として、そして産業の大動脈として展開されて行っているとそういう事実に対して知っておきながら文章の片隅に、どっかにちょっぴり書きとどめておけば、それであたかも反対したかの如くということは、どうなんですかね。

私たちの信仰というものはそんなものではないと思います。本当に反対するならば断固反対しなければならないし、そして、それが効果的になるかどうかということを見極めないでは無責任というんじゃないでしょうか。それはだれにとっても、現代の何をするにとっても同じことではあるんですが、でも、歴史はたくさんの教訓を私たちに示していると思います。ですからこれが現状だと思いますね。ですから反省しますとか、検証しますというのはあるんです。50年、60年経ってか知りませんが。でも、それはどっかの片隅に書いてあるということだということですね。

例えば、私がこの本を書きました。本当にささやかなものですけども。『カトリック教会



の戦争責任』というものを書きました。全司教に送りました。こういうものですから事実がこんなんですから、何とかよろしくと言って。ローマにももちろん送っております。それぞれのある程度の説明はしてるんです。でも、よくって「結構なものをちょうだいいたしました」という返事があればこれいい方なんです。ほとんどこれさえないですからね。

ですから、ひとつの組織を変える、または、事実を変えるということがどんなものかというんですね。だれもわが身を切ってますね、何とかしようということにはつながらないんですね。信仰者の集団であると思っててもこれなんですね。もう少し具体的に説明しますと、私は恥ずかしくなってきましたけど、でも、これはいたしかたありません。お約束したわけですから。こういう事実があるということを申し上げます。そして、それがあればプロテスタント自身にもあるんじゃないかという点で、皆さん、受けとめていただければ、私は事実を何も知ってないわけじゃないんですけども、十分知ってるというわけでもございません。

そこで、じゃ、昭和の15年戦争前後ですね。そして、その15年戦争の渦中であって、どんなことが展開したかと、ここには相当な年配の方ですね。私よりももっともったの方もお見かけいたしますし、その方にこそ教えていただきたいことなんです。一応年表のようなものをこの第2ページと第3ページに掲げておきました。ところがこれは昭和7年までということ。7年からのものしか掲げておりませんので、ちょっとほかのところから見たものをご紹介いたしますと。

6. 教会はさまざまな弾圧を受けていた

カトリック教会は弾圧を受けていた、もちろん、キリスト教会全体としてもいろいろな社会的な圧迫を受けていたということは間違いございません。カトリック教会としてどんなものがあったかと言いますと。

大正年間から見れば、大正3年に国学院大学カトリック学生の靖国神社不参拝事件というのがありました。同じ年に長崎県下カトリック信者小学生の日独開戦奉告祭における猿田彦神社不参拝事件というのがありました。大正6年には函館におけるカトリック信者中学生の招魂社不参拝事件、大正15年に暁星中学校生徒の徴兵忌避事件、昭和3年秋田聖心愛子会事業妨害事件、昭和4年暁星中学校・海星中学校・大島高等女学校などにおける神宮式年遷宮祭不実施事件というようなものがありました。

特に大正12年の関東大震災などを期としまして、国民精神作興運動なんていうのが高まりをみせます。そして昭和6年に満州事変が勃発すると、それに続きまして、それを契機としまして、一層これは本格的な弾圧の様相を呈してまいります。昭和7年に東北高等女学校事件、同じ年に長崎海星中学校歴史作文中傷事件、同年に別府カトリック教会事件、

そして7年同じく上智大学・暁星中学校・海星中学校配属将校引揚事件、函館トラピスト又修道院事件、昭和8年に大島高等女学校事件、鹿児島カトリック教会事件、種子島カトリック教会事件、昭和9年、上林熊本高等女学校事件、北海道トラピスト修道院事件、奄美大島秋名教会事件、聖名高校女学校事件、室蘭カトリック教会事件、昭和11年に新義州カトリック教会事件、那覇教会事件、奄美大島笠利事件、名瀬教会事件とか、もう本当に沢山頻発しております。

この2ページ、3ページで申しますとですね。皆さん、そう体験なさった方もあるいはおられるかもしれませんが、痛ましいことがあったら、どうぞお許しくださいます。2ページの左側の昭和7年、1932年、今日特に取り扱います32年の上智大学靖国神社参拝拒否事件というのがあります。

そして、1934年昭和9年になりますと、満州国教皇庁代表吉林ガッペ司教顧問田口芳五郎神父就任というのがあります。何だと思われるかもしれませんが、満州帝国が満州事変に続いて成立いたします。満州帝国が成立して、そこにですね、満州帝国の承認問題というのが出てまいります。バチカンが枢軸国の1つとして最も最初に承認をした国でございますね。それについてはまた時間がございましたらふれたいと思います。

それから、1936年の5月26日に書いてありますが、「神社参拝奨励教書」と書いてあります。これは正式な名前じゃなくてこれを準備した伊藤修一さんという方がですね、正義と平和協議会の方ですから、少し感情を込めて書いておられまして、ご自分のタイトルでして、正式には布教聖省訓令「祖国に対する信者の務め」ということで、これを今日取り扱いたいと思っております。

そして、1937年ですね。宣撫工作活動で北支に行ったり、満州に行ったりというふうのが出てまいります。そして、やはり1937年には読売新聞で報道されたんですね。「ローマ教皇庁指令す、日本支持・共産党排撃」という記事が現れたりします。日本の満州帝国のさまざまな政策、それを支持するというわけですね。特に共産党排撃という、赤化防止という観点からですね。そうやってきてると思いますが。

それから、1940年、昭和15年になりますと邦人教区長に全部日本のカトリック教会は入れかわりますね。これは外国宣教師が指導的役割を担っていたものですが、戦時情勢が急迫してきて、それでは立ち行かないということで、邦人化ということで、そう、急激に実施されます。

それから、昭和41年の8月11日、これは「対米英戦準備協力通告」というのが参謀本部においてなされます。8月11日ですから、12月8日が開戦ですから、それに先立つことほぼ4カ月ですね。そのもう通告をしていて、そして、実際にその年の11月27日に「日本軍宗教部隊カトリック班、台湾沖で開戦を迎える」と準備をしてですね。フィリピンなどに出むいたわけです。そして、開戦の日は台湾沖であったというわけです。こういう中に状況というものが時代の要請というものがどういうものであったかということはお察しいただけるとと思います。

そしてですね。昭和18年1943年の中ごろに来るんですけれども、「日本天主教戦時活動指針」というものがございます。これはプロテスタントもこういうものを出したんですけれども、カトリックも活動指針というものを出しました。思い返していただいたら、カトリックはこんなもんだったかということですね。



ここに『歴史から何を学ぶか』と言って、戦争責任に係るものをですね、文書を集めたものですが、徹底してはいませんが、主要なものは集めております。ここで「日本天主教戦時活動指針」というのがございます。その綱領が2つ、実践項目が10となっております。十戒に準じているのでしょうか。1戒から10戒まで、それが実践項目となっております。

その1は、「いよいよ忠君愛国の誠を尽くすこと」、2、「敬神崇祖の道を遵守し、報本反始の誠をいたすこと」ですね。報本反始ということはもとにかえって原点に立つということだと思いますが。3番目によくやりますね。キリスト教会的といいますがカトリック的なものが出てくるんですね。活動指針等の中で唯一これだけが宗教的なというのが、第3で、「よく主日を守り、悔悛、聖体の秘蹟を領し、率先垂範の実をあぐること」。ですから、主日を守ること。悔い改めを徹底すること。そして聖体の秘蹟に授かること。これだけがよくやると第3番目に出てくる唯一の宗教的なことであって、あとは全部戦争協力の一途で、そればかりです。

大体プロテスタントと同じだと思いますが。ですからこんな情勢であって、ですから報国即宣教ということだったんですね。宣教即報国というんじゃなくて、報国即宣教と。国に報いること、それが宣教であると。ですから殉教即宣教ですね。殉教というのは殉国です、この場合のですね。国に殉ずること、それが宣教であると。こういうふうなとらえ方、もう全く国粋主義の中に埋没してしまって、もうこの18年なんてなもの、それ以前からそういう状況でしたが。もうこことなってくればもう本当にそれが徹底しております。

7. 上智大生靖国神社参拝を拒否？

ここで特に取り扱いたいのは昭和7年ですね。1932年の5月5日、靖国神社大祭において、春季大祭において上智大学の学生が靖国神社参拝を拒否したといわれるその事件を発端とした、その経緯を皆さんにご紹介したいと思います。それが1つのターニングポイントですね。それからもうガタガタと来たと。完全に方向転換をなしてしまったというところが認められるからです。

1932年の5月5日、じゃ、そのときにですね。靖国神社春季大祭が行われていたか

といいますと、行われていなかったといいます。そして、上智大学の学生が参拝をした中で、2名のカトリック信者が参拝をしなかったというんですが、そして、しなくて、遊就館という戦争博物館ですね。あそこの靖国にございます。あそこに行っていたというんですが、遊就館は閉じられてたというんですね。ですから事実と反するんです。

しかもそれがですね。どういう形で報じられたかといいますと、『報知新聞』の10月1日になって報じられたんですよ。春季大祭に上智大学の学生が参拝拒否したというのが、10月1日になってから初めて報じられたんですね。軍部激昂ですね。そして、国論彷徨となるわけですね。でも、今だったら、この報道姿勢というのはおかしいと思われませんか。5カ月も経ってですね。そして、日付とか具体的な誰がとかという事実を一切明確にしなくて、そういうやり玉に上げるというのはこれは事件はつくられたと。だれがやったか本当にわからないというんです。

しかし、事件になったんですよ。事件になったんです。そして、配属将校の引揚げという問題になっていきます。引揚げられたら存亡の危機。上智大学がうろたえただけじゃなくて、カトリック教会全体が危機感を持ったわけです。そこでどうするかと、もちろんいろいろなお詫びをして、上智大学は文部省といろいろな折衝をして、取り繕ってもらいたいといろいろやったようです。

8. 文部大臣宛 A. シャンボン大司教の照会

でも、世論というのは教会の方に見方せずですね。評価も下がり学生数もどんどん減ってしまうわけです。そこで教会当局は何をしたかといいますと、アレクシス・シャンボン東京大司教が、鳩山一郎文部大臣に宛てて質問状を出しました。質問状というのが皆さんのところの資料の3ページにございます。うまく答えてもらったら、それに従って靖国神社参拝が出来るということですね。靖国神社参拝をすれば、もう国に対して民族感情に対して、恭順を誓うことになりますから、だからそれで一件落着。そのかわり全く換骨奪胎、信仰は骨抜きになります。参拝を容認するということになりますからね。そうなるんですけれども、じゃ、それでですね、うまく作文してるんですね。皆さん読んでいただけますか。ちょっとご覧ください。シャンボン大司教の紹介というのが3ページの右にございます。こんなに書いてあります。

これ『カトリック教会の戦争責任』のところをまる写しで申しわけございません。だから、そのまま皆さんに紹介するというので。

「東京教区 A・シャンボン大司教が1932年9月22日付、鳩山一郎文部大臣宛書簡で行った照会は次のとおりです。拝啓、学校行事として天主教徒たる」

その当時は天主教徒と言っておりましたし、宗教団体法で認可されたのも、日本天主公会として認可されました。日本基督教団としてプロテスタントはまとまって昭和16年

ですけども、カトリックの方は天主公会として、でもその当時使っていたわけですからそうっております。

「学校行事として天主教徒たる学生生徒児童が神社並びに招魂社参拝を要求せらるるに際して生ずる困難に関して、閣下に数言を呈するを光栄と致し候。」

何を言うかといったら、こういう問題を相談させていただきます。と照会案件を最初に述べております。それは神社参拝の問題でございます。

「日本の天主教徒の忠誠及び愛国心について、あるいは天主公会が日本においても他の諸国におけると同じく、正当なる政府の權威に対する衷心よりの尊敬を育成するに貢献するところ少なからざる事実については何人もこれを信じて疑わざるところと存じ候。かえって上述の困難は天主教徒が自己の信奉する以外の宗教の儀式と同一の観ある諸儀式に参加することに対する良心の反対に基づくものにこれあり候。」

ですから、全体の説明をいたします。日本天主教徒というのは国に対して忠誠を誓ってきたし、そのようにやってきたと思うと。しかし、彼らの信念からは神社参拝には抵抗を感じているんだと。だから、これを何とかしなければならないので、ですから、良心の痛みということを和らげていただければありがたいのだが、とこういうわけですね。こういうように前文で状況を説明いたします。これが問題であると。

「されど前記の行事に参加するを要求せらるる理由」

要求せらるる理由なんです。ここが問題なんです。実に巧妙につくってあります。私はこんな頭はないです。実に巧妙だと思います。参拝行事そのものじゃなくて、文部省が参拝を要求する理由なんです。

「は言うまでもなく、愛国心に関するものにして、宗教に関するものにあらずと存じられ候」

ですね。私たちの察するところ、その理由というのは愛国心と思いますが、どうでしょうかというわけですね。

「故にもし彼らがかかる機会に団体として、敬礼に加わることを求めらるるは、」

求めらるるはというのは、これは理由だと思います。団体として求められる敬礼ということが一つの行為であって、それに加わることを求められるはというのが今一つの行為としては敬礼に加わるということと二重になりますから、やはり加わる（テープ反転）理由です。

「ひとえに愛国的意義を有するものにして、豪もいさかかも宗教的意義を有するにあらざるを明らかにせられるならば、参加する吾人の困難は相当減少すべきことをここに閣下に明言致し候。」

ですから、もしもその理由というのが、宗教的な理由じゃなくて愛国心とか忠誠心に基づくとってもらえれば、こちらも非常にやりやすいんだけども、どうなんでございましょうと。こうわなをかけるというよりもそう答えていただけないでしょうかと、こう言ってるわけですね。

9. 栗屋謙文部次官のA. シャンボン司教への回答

もう皆さん、これで察していただけてると思います。文部省はこういうふうには回答したかといいますと、栗屋文部次官の名前で回答が7日後にまいりました。照会が9月22日、昭和7年1932年の9月22日なのですが、回答がきたのが9月30日、見事ですね、官僚というのは。こんなにスピーディーに事が運ぶんでしょうか。もう内々にちゃんと通じていたことを文章化したと言った方が正直というもんじゃないんでしょうか。こうですからこういうふうには答えてほしいと。こういうふうには提出してきたら、こう答えるからなとちゃんとこれ通じていたと思います。見事ですね。連携プレイ。これは文部省というのはやはり学校とか、宗教集団を救いたいという面もあったんだと思いますが、それはもう問題の完全な棚上げ、もぬけの殻にしたことですけども。

答えというのはこういうことになっております。答えは雑宗140という文部省の次官名での回答です。前記の照会に対して文部省が9月30日付けで、栗屋、栗屋とよく書いてあるんです。栗屋とですね。私は栗屋ということはその人が書いた場合に栗屋と書きました。というのは戦後の再検討でも栗屋と書いてる人がたくさんいるんです。わざわざそのとおり書きました。栗屋謙というんですが、でも再検討する人が栗屋なんて書いてたらですね。もうその再検討自身の信憑性が疑われるというのはこれは当然なんですけども。だからわざわざ栗屋ということに書いてありましたから、ミスプリントじゃございません。この本の中にですね。それをわざわざ残してあるんです。残してあるんです。正直であるためには決して意地悪じゃないんです。そういうふうにはしております。念のためですが。

「天主教教会東京大司教アレクシス・シャンボン殿、9月22日付けをもって、お申し出の学生生徒児童の神社参拝の件に関しては、左記のとおりご了知相なりたくこの段、回答に及び候」

と。こういうふうには回答いたします。

「学生生徒児童等を神社に参拝せしむるは教育上の理由に基づくものにして、この場合に学生生徒児童の団体が要求せられる敬礼は愛国心と忠誠とを表すものにほかならず」と。実にぴったりした回答ですね。

この照会に対してこの回答、理由に対しては理由ですからどんな理由なのかと。参拝を要求、参加を要求せらるる要求というには神社に参拝せしむるは教育上の理由とだけ書いてあるわけです。この場合に生徒たちが求められる敬礼というのは愛国心と忠誠心を現すもので十分だというんですね。まず「敬礼」とかですね。敬礼というのはまず、神社について使わないですね、こんな言葉。「参拝」とか「礼拝」、まあ、キリスト教徒だったら礼拝ということでしょうね。で、参拝、神社だったら参拝。この参拝という言葉使ったらいけないんですよ、この場合。というのは参拝ということを使ったら、そのもので宗教行為

と認めるわけですから。ですから照会にも敬礼ということば、全く例外の言葉を使って、その敬礼はどうなるんですかと、うまく仕組んであるわけです。ですから要求せられる神社に参拝自体は教育上の理由で、もう皆さんおわかりいただけだと思います。

これで神社参拝は宗教行為か非宗教行為か、または神社は宗教か宗教でないかということは一切ここでは問題になっていないということ。本当に問題にしていないんです。訊ねる方も答える方も問題にしておりません。でも、一旦この回答を得た上は金科玉条の回答でして、これお墨つきとしてですね。文部省は神社参拝は宗教行為でないと保証したとこう取るんですね。そしてもっと言う人は神社は宗教でないと言ったと。こう取るんですよ。

それをその当時だけじゃなくて、そして、すぐ後に出てきますが、日本だけにおいてでなくローマ自身も日本のその方向に基づいて、それにお墨つきを与え、そして、戦後の再検討のどれを見ても、それを踏襲しているんです。こんな嘘をよく言えたもんですね。

その当時だったら緊急避難ということでもって、ある程度理解できます。もうそれしかなかったというんだったら、どんな言い訳であれ、殉教を選ばなかったら、それしかなかったんだというんですが。戦後の再検討、後からご紹介いたしますが、あるんです。非常に有名な方々、少なくともカトリック教会では有名な方。枢機卿といって赤い服を着た方、なんていうふうな方がやってるわけですね。だから枢機卿になれるのかなんて勘ぐりたくなってくるぐらいのことですけども、それは下司なことでもいいんですけども。

ですから、ここ読んでいただいたら皆さんご承知でしょう。イエス様は何とおっしゃったかと。施しをするときには右の手のなすところ、左の手これを知るべからずと。ですから虚栄心とか見せびらかしてはいけないとおっしゃってですね。そうなんです。何をするかということと、その人が何のためにするかということとは同じじゃないですね。ですから虚栄心のために施しをするという可能性はいくらでもあるわけです。ですから文部省が学校生徒児童を参拝せしむるはと言ったって、それは教育上の目的だと言ってそれは構わないわけですね。もっと宗教心をとか、軍国、愛国心を涵養するためとかいろんなことを言っているわけですが、その一つとして文部省は、ここで教育上の目的だと言ったんです。文部省自体にとっても、もっとほかの目的がなかったとは言いません。でも、その一つとしては、教育上の理由があると。ですから、その人が行うことと、何を行わせるかということは全く別なんです。また普通いっぱいあるわけです。その中の一つを取り上げて針小棒大にそれだけだと決めつけたら、これ何だというわけですね。私たち何でも行ってもですね。

私はテレビのクイズでこれ何のためって、あれ出てくるあの番組ほど、私は聞いていない番組ないんですけども。あの^{かな}鉋のところに筋が1本通ってるけども、それは何のためというふうに言ったって、機能には無限の機能があるわけですから、何のためともいくらでも言えるわけです。少し高級に見せかけるためとか、それだったら伝統的な何のかん

のとかがいっぱい理由付けはできるんですけども、それを1つに決めないといけないというんですね。

そして同じことをここでやってるわけですね。しかも神社参拝ということ自体を言っていないんです。文部省がそれを行わせる理由と。もちろん、こういう場合は違いますよ。教育上の理由とそして宗教上の理由というのが、二者択一の場合は違います。もしも、宗教上の理由でなかったら、それは教育上のものになり、教育上のものでなかったら、宗教上のものになるというこういう枠組みが設定可能であるならば、そのときの回答は教育上の理由ということでもって、宗教的な理由じゃないと言ったということは言えるんです。でもそんなことは通常成り立ちません。

それから、もう一つは後から出てきますが、こういうこともあります。信者の愛国心とですね。忠誠心の涵養だからローマは日本の信徒、いや世界の信徒に対してそういう土着のといいますが、民族的な習慣を大切にしろということがあるんですけども。

では、神社参拝をする者が忠誠心と愛国心を持っていて、愛国心と忠誠心をもっている者は皆神社参拝をするかと言いますと、内村鑑三の“二つのJ”というのがありますね。アイラブジャパン、アイラブジーザス、本当は反対だと思いますけども。だから、皆愛国心を持ってるものは皆神社参拝をして、神社参拝をするものは皆愛国心を持っているかと。

そうじゃないですよ。内村鑑三といわなくたって私だって愛国心を持ってると思ってるんですけどね、認めてもらえないかもしれません。でも、神社参拝はいたしませんですね。そういう問題もあるわけです。

こうすりかえはいっぱいここにあります。ここで一件落着となります。詳しくはこの本に書いてあります、宣伝じゃないんですけども、これだけじゃ不十分だと思いだと思えますから、不十分だと思います。でも、この文言のですね、解釈とか展開ということは十分できませんがお許しいただきたいと思えます。

10. 特異な発表方法

この回答が9月30日に出まして、その徹底をはかります。そして、この回答をですね。どういうふうな形で公表したかと言いますと、機関紙であります『日本カトリック新聞』には何も出てきませんでした。おかしいことです。おかしいことです。何も出てきませんでした。しかし、そこで予告として、12月には田口芳五郎神父著の『カトリックの国家観 - 神社参拝問題をめぐりて - 』というものが出るということが予告されました。そして、それは教会の公的見解であると思なしてもらってもいいというその予告も出ました。

ところが、どうなったかと言いますと、確かに12月1日にカトリック中央出版部からその本は出ました。『カトリックの国家観』という本です。そこでは忠君愛国の誠をいたす

べき。いたすべきですから神社参拝を奨励したわけです。ですからカトリック信者というものは忠君愛国に誠を示さなければならないとすれば、神社参拝をしなければならないということになったわけです。

ただ、そこでどういうことが教会当局自身がそれについての自信を持っていなかったからかもしれませんが、後から訂正が出まして、『カトリック新聞』で田口芳五郎著の『カトリック的国家観』はほぼ出来上がったと。それは教会当局の公式見解というふうに言っていたけれども、それは東京大司教認可の田口芳五郎個人の執筆の書であるというわざわざ断りが出ております。おかしいことですが、何らかの見解の相違があったんだと思っております。

そういうふうなはっきりした見解が出たんですが、でも、それでもって確かに上智大学・暁星中学校の配属将校は復帰いたします。昭和7年の末に、12月には復帰してですね。一件落着となりました。

それによってカトリック信者も神社参拝を励行するということになりました。でも、それでも、自信はなかったんですよ、はっきり言いまして。そんなことを本当にしてもいいのかどうか。教会当局には自信なかったんです。ですから、たびたびですね、たびたび、ブルイエス・インスタンテルクェというふうな文言が出てきます、たびたび、そして、あせりをもってというふうに言ってもいいくらいの言葉ですが、ローマにお伺いをたてていたんですね。正式の見解を出して欲しいと。それがなかなか出なかったものでこの要旨2ページの ということなんです。ローマは本当に神社参拝は宗教行為ではないと認定したのかと。

11. ローマのお墨付き

(1) 駐日教皇使節の訓令

ですからローマのお墨つきが欲しかったわけです。で、それを何度もつきました。なかなか来なかったもので、1935年の12月には駐日教皇使節の見解が表明されます。それは「在日修道会並びに教育使節の長上に対する訓令」というこれに「使節訓令」というふうに仮の名前をうっておきました。

そこではですね。各国の習慣というものをカトリック教会は今まで遵守してきたと、大切にしてきたと。ですからそれに逆らわないように、明らかに信仰に反することでなければと、その注はついてるんですが。明らかに信仰に反することでなければ、そして、神社参拝は愛国心と忠誠心の表明だと言ってるんですから。

これはもうそれをだめ押ししてるだけです。駐日教皇使節だけではまだ足りないもので、ローマ自身のお墨つきがようやく1936年の5月26日に来ました。それが資料の4ペ

ージに載っております。少し見たいと思います。

(2) 布教聖省長官の訓令

それは布教聖省長官 P. F. ビオンディ枢機卿の駐日教皇使節に対する訓令というものです。私はビオンディ枢機卿と一緒に住んでおりました。ローマに7年いたんですが、そのほとんどですね。特に夏はカステルガンドルフというところに4カ月ほどもう、そこだけにして、ヨーロッパ、イタリアにそしてローマに7年間いたんですが、その間にヨーロッパのどの国を訪ねたこともなければ、イタリアのほかのところを訪ねたこともほとんどないというようなものでした。

(脱線-1-)

というのはプロパガンダフィーデという神学校ですね。大学もあったんですが。そこに7年間いて、哲学を3年学び、そして神学を4年学びました。公会議以前でした。1955年昭和30年から7年間です。

そして、なぜ、そのよそにどこにも行かなかったかと言いますと、何カ国ぐらいでしたかね。280名、90名、300名弱の神学生がいたんですけども。それは50カ国はいたと思います、国籍で。ですから白ちゃんも黒ちゃんもそして黄色ちゃんもいっぱいそれぞれ混じてましたね。私はあんまり皮膚の色の差というものを感じないんです。アフリカに行っても色の黒いということはほとんど意識しないんです。育ちというものは本当に恐ろしいものですね。アメリカにもずっと。ずっとと言ったって3年間だけですけども、おりましたしですね。

ですからそういうところがあります。なぜよそに出なかったかと、フマゾーニ・ビオンディも夏の別荘、カステルガンドルフの別荘に我々と一緒にずっとおられたかと言いますと、それは校長の口癖でしてね。校長の口癖でして、ここには全世界が集まると。ここに世界があるにもかかわらず、なぜ外に出ていく必要があるのかというんですね。私は知恵がないですから、ああそういうものかと思っておりまして、そのうちに7年たってしまってますね。あれあれと思ったんですが、その当時はそれで納得してたんです。

(脱線-2-)

もう一つ納得してたってことはですね、昭和30年から昭和37年と言えば、もう力道山のあのテレビが始まって、だんだん普及しはじめてきたころですね。そしてチェンチというですね、チェンチというのは“ゴミ”ということですけども、イタリア語でですね。がらくた、塵芥という意味ですけども。言われました。哲学の教授でしたけども、院長ですね。その方はチェンチ・レンニャンテ・ノン・サラ・マイ、マキナ・テレビゾリアとか言われましたね。

それは「私がいる限り決してテレビ受像機はここにはあり得ない」という意味ですね。それも言われて、ああそういうものかと思ってやっぱり過ごしてしまったんですね。そういうあどけない時代で、ですからフマゾーニ・ビオンディという長らく日本に駐日使節も努めておられた方で、布教聖書長官を長く務めて、どんなに立派な方かといっても一緒に

ずっといるわけですから、そんな立派な方とも知らずにですね。7年間一緒に過ごしていて、後でこういうふうな文章を読みますと、そういう方がこんな文章を出しておられたんだといってもうそれからやっと実感が湧いてくるんです。鈍いですね、本当に。今私は本当に今となっては鈍いことをですね。本当に今さらと思って驚かなくなるほど感じております。

12. 布教聖省長官の訓令 一本題復帰

どんな文章を出されたかといいますと、4ページの資料の6というところです。布教聖書長官の訓令というところですが、これは教皇使節の4カ月、ほぼ6カ月の隔たりをもって送付されたもので、「祖国に対するカトリック信者の責務について」と題しておりました。ですから基本原理というのはこういうことだと、これに従って解決をするんだと。

「日本のカトリック信者やキリスト教以外の宗教儀礼に由来する行為へと祖国の法律とか慣習によって命じられ、奨められる場合、課題解決の原理となるのは次の原理である」と。

「それぞれの国民の儀礼や慣習が、明らかに信仰と正しい道徳に反するものでない限り、それらを変えるように働きかけたり、勧めたりしてはならない」と。ですから慣習を尊重しろと、国民儀礼を尊重しろと、明らかに信仰と正しい道徳に反するものでない限り。これだれが判断するのでしょうか。それが一番の大きな問題ですが。

「したがって、日本人の宗教心と愛国心を認識し尊重して、信者がこれらの点で他の国民にひけをとらないように教えることは宣教師の務めである」と。

ですから、もしも、宗教心と愛国心を尊重するというんだったら、キリスト者は最もそれを大切にすべきだから、率先励行しなければならぬ。率先してですよ。と、なりますね。ああもうこれで。ですから、でも宗教心を大切にする、だから神社参拝だと。こうなったらもう井の中の蛙。もうキリスト者はキリスト者でなくなって、宗教心だたらなんでもいいとなるのでしょうか。

でも宗教心は大切にするが、特定の宗教であってはならないというようなこともまた、いろんなところで出てくるわけですね。これは難しい、難しいですけども、これをうまく使い分けていきます。だから神社参拝をと、宗教心を尊重するから、だから神社参拝をとというのはここでは無限のギャップというものがありますが、でも、これによって進んで実行すべき徳目となったんです。

それはですね。ここに戸村政博が言っているのと全く同じです。これは要旨2ページの

上に書いてございますね。2 ページの一番上に戸村政博の『神社問題とキリスト教』というところからの引用がございます。

「昭和12年7月の日中戦争は文字通りすべてを戦争のろつばに投じ、国民精神総動員運動、国民総動員法の制定などによって、国民生活の隅々まで、政府の統制と監視の目が注がれるようになった。国体の教義がその踏絵であった。宗教団体にとっては『国体』は天皇制という名の超宗教であった。その陰においてだけ自由があった。こうして1939年宗教団体法が成立するころ、宗教にとって、神社非宗教論はもはやあらがうべき議論ではなく、進んで解説すべきテーマ、弁証すべき論題、証言すべき真理となったのである。」と。

これもう、先取りして申しわけないですが、これはカトリック者だけじゃないんです。もちろんプロテスタントもどういうわけか、どういう経緯でもってこうなったのかわかりませんが、神社非宗教論はプロテスタントも完全に飲み込んでしまいました。カトリックは由来というものがはっきりしてるんですね。だからどこにどうということのを正そうとしても、正すところがあるわけですね。プロテスタントはどうなのか知りません。後から少しふれます。そういう問題ですね。これ戸村先生が言っておられる皆さんよくご承知のところですよ。

(1) 特異な発表の仕方

これでもって一件落着どころか、この訓令が来たというところでもってですね。資料6ページをご覧くださいませ。この訓令がどういうふう一般信者に発表されたかというのが、この6ページの『日本カトリック新聞』の抜き刷りです。これまあ一言で言えばですね。文部省の昭和7年の回答を全面に出すという権威主義的なものです。そして、今までのやり取りに従って、その一部をとって非常に断片的に報道をします。その一部だけを。そして、これでもって一件落着ということで断定的な報道をしてるということのをこれで明らかに見ていただけたらと思います。

どういう訓令が来たかということのを伝えるそのすぐ後で、訓令自体を出すんじゃなくて、文部省の栗屋謙次官の回答をポンと大文字でですね。この何ポイントが知りませんがほかのよりも大分大きな、そして括弧でくくって、枠でくくって、文部省の栗屋謙のを出すんです。9月22日付けを。これ昭和11年7月の『カトリック新聞』です。その新聞にですね。昭和7年9月22日のその交換書簡の回答を出すんですね。まず、全面に。

これおかしいですね。完全な意図、しかも枠でくくって大文字で出すんです。「参拝せしむるは教育上の理由」と。でも、一方でちょっと正直なんです。「理由」ということを出してるからです。

そしてすぐその後でですね。「今次の通牒は日本カトリック信者に右の文部省の回答に従うべき旨を命じているのみでなく、従うように勧めてるだけじゃないんだと、「積極的に

問題の範囲を広めて、なお次のごとき原則を与えている」と。

ここまで言えるのか。全く私は拡大解釈だと思いますが。こういう結論になるというんです。そりゃこの論理でいったらそうなるんですが、ここもまた文字を大きくしております。断定的にまた断片的なですね。「神社において、国家的儀式が行われる場合には、忠誠と愛国心との表明を目的とするものであるから」。でもこれ正直ですね、目的とするということ言ってるんです。神社参拝がどうであるということ言わなくて、それをなさしめる目的ですね。「であるから日本におけるカトリック教区長らはカトリック信者に他の参列者と同様、これらに参列するように教えねばならない」と。本当にですね。この「表明を目的とする」とは理由と同じですね。

でも、これは正直なんですけども、論理のはきちがえ。ですから、次はちょっとまた大文字、ゴチックで書いてあります。「これによってカトリック信者に関する限り、神社問題は完全に解決せられたものと言わねばならない。」見事です。本当に見事です。

でもって、もう、国策遂行ですね。宗教報国に邁進できると。何ら迫害の憂いなくと。でも、もぬけの殻。見事に換骨奪胎をいたしました。

(2) プロテスタントでは？

実は、ちょっと飛びますけども、資料の一番最後の8ページ、ご覧いただけますか。

『連盟時報』を掲げておきましたが、『連盟時報』。これ日本キリスト教連盟の。その左隅にですね。左隅にプロテスタントがどのようにして神社参拝非宗教行為論を受け入れていったかと、これあまりはっきりしないんですけども。同じ過程をたどってるんですが、ここで下から4行目のところにですね。上智大学学生の靖国神社参拝欠席にかかわるカトリック教会東京大司教の文書に対する文部次官の回答、これを一つの根拠としているわけですね。プロテスタントも何ら変わらない事案じゃないかと、完全に援用してるということですね。

もう一つ言うならば、昭和5年まではですね。プロテスタントは明確なあれをとっていただけなんです、スタンスをとってたんです、姿勢をですね。そういうことにはコミットできないと。それは後から説明いたしますが、『連盟時報』にこれ「神社問題調査会に対する進言」という形でそれが明確に出ております。

それがですね。もう神社参拝、満州事変が勃発する前後からころっと変わります。理由もなくころっと変わります。もう読んでまして資料がですね。富田満の朝鮮...とかなんとかに展開していきます。これ、後からの問題ですが、でも同じ過程というものがあると。ただいろんな起伏というものがありますし、そして、いろんなその後の展開というには少しかなり違うというものも皆さんに見ていただきたいと思います。

そして、その違いの一つというのが戦後の違いなんですね。カトリック教会にはどうい

うところでどういうふうに神社参拝非宗教行為というものが容認されたかということが明らかですから、それをもしも戦争責任を、ですから国策協力をし、宗教報国を推進していったという根幹にあって、それが同時に我々の信仰のね、中核です。もうこれをなくしてはキリスト者といえない中核、それを放棄したということですから。それを何とか訂正しなければならないという、もう絶体絶命の命題があると理解しなければならないんです。

それを、実際は日本のカトリック司教たちは理解していたんです。

13. 敗戦による自由回復後の経緯

(1) 定例司教会議での見通し

1946年4月に行われました第1回の戦後のですね。司教協議会ですから、それを自覚して、今後一切、神社参拝と神棚を祭る、大麻を祭るということは廃止ということになったわけです。完全に廃止と。しかし、これまでの、慣行上ですね。その神社参拝ということ容認してきたということから、それはですね。明確な態度、理由付けはしなかったんですけども、一応廃止ということ、でも間違っただということを使ったわけではないんです。

ところが、ローマというところはですね。権威主義的だということは皆さんもううすうすとか、うすうすじゃなくてよくご存じだと思うんですが、ローマ・ロクータ・カウザ・フィニータという言葉ご存じですね。ローマはそのように語ったと。だから一件落着、カウザ・フィニータというね、終わったというんですね。もうですから、一旦判断を下したことは変えられない。不可謬ということまではいかないとしても、一旦教義と道徳に関しては使徒継承ですね。ウナン・サンクタン・カトリカム・アポストリカム、一・聖・公・使徒継承ですね。使徒継承とこうなってますから変えることができないわけです。変えることが出きない。

(2) 教会は聖なるもの、だから、その子だけが罪を犯す？

ですから公会議の文章にもこんなのがあります。「教会はキリストによって建てられたものであるから、聖なるものである。」でも、しかし「その中に罪人を抱えているので、悔い改めは常に必要である」とこういうんですね。

つい最近のNHKでですね。「人類の遺産」という「文明の遺産」という連続放送がございました。十字軍が出てまいりました。あのときにですね。教皇ヨハネ・パウロ二世が十字軍の罪科を謝罪なさって、そして和解を心がけられたということ、イスラム教徒と和解をするということなされたかのごとく報じられましたけれども、私に言わせれば本当にまあ、あの痛々しいことなんです、あれは全部嘘っぱちです。

なぜかと言いますと、それについては書いてございますが、この資料7ページの左側で

すが何を書いたかと言いますと、私のいつもですね。あがきですよ、もがきです。

この10月26日付けの『カトリック新聞』で「皆様へ」というメッセージが掲げられました。それは教皇ヨハネ・パウロ二世のご在位25周年に当たって祝辞を日本司教団が送ったわけです。その中の功績の1つを称えることとして、教皇様がカトリック教会が過去に犯した罪のために、世界に対して許しを願われたと、こういうことが指摘されていたんです。だから十字軍での和解というものもその一つだと番組に出てきたわけですが、私の読む限り大聖年に当たって教皇様が和解を求められたことというのは一切出てきません。

それにもかかわらず、日本の司教団がこんなおべんちゃらをなぜ言ったのか、と言って私が抗議をしたわけです。例によって全司教にこの手紙を送りました。引退をなさったお一人の司教だけが、ちょっぴり儀礼的な返事をくださいました。後は一切返事がございません。これに対して答えることが私は不可能だからであると思っているんですけども。

(3) 教会は本当に許しを願った？

なぜ、私がそれまで、それほどまで言うかと言いますと、この『福音宣教』誌の、皆さんにお配りいたしましたもう一つ資料ですね。「本当に教会は誠実に罪の許しを願ったのか」というこの短い文章ですが、『福音宣教』の2001年3月号に載りましたものですが、教皇は大聖年2000年の3月12日、四旬節の第一の主日に当たって、確かにパチカンの聖ペテロ大聖堂で許しを願われたふりはなさいました。ふりはなさいました。でもその報道を詳しく読む限り、そしてその関連文章を読む限り、教会が過去の罪の赦しを願ったという事実は全くございません。

なぜかと言いますと、教会が罪の許しを願ったのは、教会の息子や娘たちの罪の赦しを願ったのです。教会自身の罪の赦しじゃないんです。この違いというのは大きいと思います。十字軍をですね。組織できたのは教皇の勅書と公会議の決議によってです。それがですね。一般信徒、息子や娘たちの罪に置きかえられたわけですね。息子や娘たちにはそんな権限はございません。

私は神父ですけども、そんな教会全体に関することというのは何ら決定することはできません。それは教会はですね、位階制度というもの、ヒエラルキアという位階制度を守ってるからです。ですから権威というものを私も認めております。でも、私は権威を認めますが責任も認めさせるようにもっていかねばと思っています者です。権威というものはそれは奉仕のためですから、そこに間違いがあるならばそれを己自身の、ですから十字軍を組織奨励し、決起させたということが事実、そういう事実があるならばそれをした人の罪、すなわち教会の名をもって行える人の瑕疵というものは問われなければ。

そして、それこそを赦しを願わなければいけない罪科であると、こう私は理解しています。私なんか、そんな教会の名前で何も行うことはできません。もちろん小さな範囲だったら、その限りではそう sacrament というふうな秘蹟とか、そういうことによってまた教えるという、でもやっぱりあくまでも教会の名という公式的なものではございません。

ですから、もしもそのような教義をとっている限り、これは完全なすりかえであると。この事実をあげまして、だったら何を謝罪なさったのかということ、全部を権威者の名前でしたのですから、ルターを破門したのはだれかと。明らかですね。教皇レオ10世ですね。大勅書エクズルジェ・ドミネであったわけですよ。皆さんの立派な指導者をですね、破門をします。今は聖ルターかもしれませんが、それはどうか知りません。まあそういう感覚はもちろんあまり私は好きなことばではございませんがですね。

でも、その実際にその権限を持っていた権威者・責任者の行った罪科、それが教会の咎となっているはずですから、改めるべきは、すりかえは許されません。ここにですね。大聖年に際して示された『紀元2000年の到来』という教皇書簡があって、「悔い改めなければ新しい世紀の敷居をまたぐことはできない」と書いてあるんです。「教会は常に罪人をかかえているから」というふうに書いてあるんです。だからといって何と出てくるかと、だから「その悔い改めないといけないという事実を、息子や娘に伝えなければならない」とこう書いてあるんですね。確かに第二バチカン公会議では「キリストによって建てられたとは言え、教会は罪人を抱えている、だから悔い改めなければならない」と書いてあるんですが、教皇ヨハネ・パウロ二世の言葉になりますと、それは完全に「息子や娘たちが悪かった」となるんです。確かに私たちも至らなかつたんですが...

もっともっと抗議文をだーと出してですね。ローマをつつくべきだったと。もっとその当時の11世紀とか12世紀にも私もやっておればそりゃもう、やっておらなかつたんですから、そりゃいけなかつたかもしれません。でもこれが事実なんです。教会は聖なるものであって、それはキリストによって建てられたものだからであって、だから教義とか道徳については不変であると、イエス様の教えというのは絶対不変なものであると。

ここに神社崇拜はかえってくるわけですね。これは偶像崇拜でないと、そして、かえって忠誠心とか愛国心は奨められなければならないんだ、率先実行しなければならないと一旦出してしまったら、それを変えることはできないというんですよ。それは日本だけの問題じゃないんです。しかも。

日本の司教団は日本だけと思うかもしれませんが、ローマにとってはほかの全部同じ指令をほかのところにも出してあります。インドのマラバルとかですね、タイとか、アフリカ諸国とか、いろんなところでまた満州帝国の時代にも同じことを出してあります。皆そういうふうな困難を抱えてきたと。その困難をこの原則でやってきたんです。それを間違ったといったら日本だけの問題じゃなくて、しかもその権威自体が傷つくということになるわけですね。

(4) ブッシュ大統領も歴史的大統領になれる？

私は、本当の権威というのは、改めるところに最もすばらしい権威が発揮されるんであって、だからブッシュ大統領が生き残る唯一の道はあれは間違っていたと、大義はなかつた

たんだと、謝罪をして、殺人をしたと、大統領までも虐殺しようとしたと、何千人の市民、何万人の兵士、何百人の自国兵士を虐殺したと。だから、その償いをアメリカ一国ですると、だから、これから平和に尽くそうと明言すれば、歴史的な大統領になりますね。その前に弾劾されるでしょうけど。本当ですよ。私はそれだったら、そうネオコンと言わずに本当のキリスト、コングレショナルが何か知りませんが、私はキリスト教的な大統領だと認めますよ。たとえ過失をしたとしても。そりゃ歴史的な大統領ですね。

私は、それと同じように、いやもっと強い形で教会に期待するわけですね。教会がどうでもいいと思ってたら、信仰なんてこの世と関係のないことだと思っていたら、そんなことはこんな執拗にですね。もう一つの手紙もあるわけですね。もう一つの。

それは日本カトリック司教協議会の中に、社会司教委員会というのがございます。そしてこの右傾化され、そして自衛隊の国防軍化ということとか、諸外国とのさまざまな関係、そしてその平和に逆行すると私には見える。そしてそういうようなこの時代に当たって、時代ですね。あまりにも急激な変化に対して、社会司教委員会はメッセージを出しました。アジアと世界、そして和解のまだ終わっていないこと、平和は武力によらず平和的手段によってのみ可能ということを訴えました。そういうことはですね、資料7ページの右半分です。この抗議の右半分。そういうことは私も非常に時宜にかなったことであり、適切なことだと思います。

しかしそれが言えるのは、まず己を清めてからではないかと。本当に戦争に協力し、そしてその最も中心にある宗教的な協力まで、協力というのはもう本当に自分の命までも捨ててしまうようなですね。魂を捨てたそういう協力もして、それでよかったといまだに言っているそれを改めないで、靖国反対、国家護持反対とかそんなこと言えたもんじゃないんですね。良心的であったら。でも、しゃあしゃあと言うわけです。でも、その都度抗議のメッセージを総理大臣に送ったりいろんなことやるわけですよ。これは何だっというんですか。

14. 布教聖省長官の第二訓令

それをやったのが1951年のローマからの第二の訓令なんです。第二の訓令。それを掲げておきました。1946年にですね。4ページから5ページにわたってです。資料の4ページの左の一番最後の行ですけども、駐日教皇使節ド・フルステンベルグ大司教宛、布教聖書長官ピオンディ枢機卿訓令ですね。

それはですね。教区長決定1946年の教区長会議の決定を再修正するものです。これからは神社参拝は廃止となってるのを再修正したんですよ。いや一旦言ったことは同じだ

とこう言ったんですよ。考えられない事態なんですけども。

「敬愛申し上げる駐日教皇使節ド・フルステンベルグ大司教閣下、今月19日付け、貴照会への回答として以下のとおり取り急ぎ回答いたします。」

19日に照会をしてですね。27日に回答してるんです。これも何かあると思いたいですね。思いたいです。

「祖国愛の英雄とされている日本人死者に対する敬意には宗教的な意味はなく、単に公民的な性格を有するものとみなされてきました。」

まあ、みなされてきたというのは誰がみなしてきたんでしょうか。もちろん問題にしなければなりません。

「これは日本政府当局の明確な諸言明と、ここ数世紀にわたって儀式の意味に生じた変化によることです。だから神社参拝は許可されたのです。」

だから、非宗教行為だというわけです。

D・ドハーティ枢機卿はマニラの聖体大会、たしか昭和12年だったと思いますが、その帰路日本に寄られたときに、天皇と会見をなさって、同時に明治神宮にも参拝をしておられるんですが、

「ドハーティ枢機卿は神社に敬意を表しました。ところで、貴大司教閣下は大変重要で明快な次の3点を肯定されました。日本政府は神道及び仏教、並びに、それらの儀式からの分離を表明しました。」

これは日本政府の言ったことですね。日本政府の言ったこと。それはだれが判断するか、教会がまたは信者が判断すれば、少なくとも日本国憲法成立以降は、仏教とか神道はやはり宗教だということになると思います。

それから

「吉田首相は国教としての神道の復活に反対である旨の明確な意思表示を行った上で、戦死(没)者に敬意を表しました。首相はアメリカ政府高官が無名戦士の墓に詣でるのと同じ意味の行為をしたのです。」

と。確かに吉田首相はそのように反対して行ったと。これは諸外国でも行ってる無名戦士の墓と同じことだと。さあそうでしょうか。そうとも言えないと思います。

宗教的でないと、これが一番問題なんです。

「宗教でないと一旦言明され、許可された行為を新たに迷信として禁じる態度を人々は理解しないことでしょう。」

と。これですね。間違ったら間違っただけでいいんですよ。特に最も信仰の真髓にかかわることであるならば、絶対不可避なことです。最も大切なことです。たとえ、一旦言ったことだって間違いであればあるほど、これは訂正しなければ、もうどうにもならないことです。でもこれは。でもそして。この第二訓令によってカトリック教会にはどちらも正しいこと、1946年の教区長会議決定と1951年の第二訓令が併記されるというんで

すね。ともに正しいという形でもって今に至るまで続いているんですよ。

そして、それにもかかわらず、いろいろな機会あるごとに靖国反対とか、いろんな声明を、抗議文とか、署名運動とかやるわけですね。それは確かに、小泉首相もですね。私は靖国神社に参拝することを堂々で行うと、人がどう思うと固執しない、執着しない、無視するというようなことをきのう言っているようですけども、それもど根性だと思います。

と、いうのは一国の首相ですから。国際関係というのもありますし、日本の過去の前例ということもありますから、それを踏まえればそんな私的な行為であるかのごとく、氏神にちょっと参るといふことと言えらるかどうかと全く別問題だと思いますから。それはもうこんなぬけぬけと言えらるもんだともう本当にいつものとおり、小泉さんというのはこういう方だと思っておりますけども、でも、それに輪をかけた私たちの教会ですね。これをですね。本当に涙なしには語れないと。もう涙も枯れてしまったというようなところなんですけども。この歩みですね。

15. 信教の自由原理再考

もう一つ、大切な大切なことを言わせていただきます。私たちはキリスト教であるならば、信教の自由とか政教分離をいつもいつも確実に守ってきたかの如く思っているんですが。信教の自由原理がいつ、それぞれの教会で確立したんですか。ランダス・キルヘ（領邦教会）とかそういうふうな問題ももちろんあります。

そして、国教会というような問題もあります。そしてコングレーションといたって、やはり個人かどうかという問題もあります。そういういろいろな問題があるにもかかわらず、私たちは自分たちのことを全くあたかもすべての要件をかなえているかのごとくとっていないでしょうか。

カトリック教会に関する限り、はっきり申し上げまして、「信教の自由」原理が確立されたのは1965年でございます。1965年です。ですから、私は「キリスト教と天皇制」研究会、土肥昭夫先生を中心に……そうそうたる方々と一緒に研究会、富坂キリスト教センターで行っております。一緒に加えてもらっております。

そこでも、口を酸っぱくして言うんです。私たちは国家主義とか、国家神道による国粹主義的な圧迫とかいって、それにあたかも正しく抗議したかの如くですけども、それぞれその基準となる原理は何だったんですか。それを私たちが持っていたとでもいうんでしょうかと。

少なくともカトリックに関する限りそれは1965年まではそんな「信教の自由」とか「政教分離」の原則は確立しておりませんでした。にもかかわらずあたかもそれ以前に確立していたかの如く戦時中のいろいろな事実を告発したり、弁護したり、擁護したりして

いるというこれです。ですから、何をしたのかといいますと、文部省のお墨つきをもらうために、そう鳩山文部大臣にお伺いを立てたんです。もしも信教の自由というならば、そして、それは信教というもっとも崇高な信念とか、最高の価値観についての自己決定権ですね。神様と私とのかかわり、それを私が信じるか信じないかという判断は人に任せていいんでしょうか。そしたら信仰なんてどこにあるんでしょうか。ですから、それをですね。これが宗教かどうか、宗教行為かどうかということを政府にお伺いを立てるということはこれどういうことなんでしょうか。そして、そのお墨つきは得たからといってそれを丸呑みしてしまうというのは、信教の原理の第一の要件を全然自覚していないということじゃないんでしょうか。

ここですね。資料8ページの『連盟時報』を掲げておいたのはそのためなんです。これは昭和5年の5月28日の44プロテスタントのグループが連名で神社問題調査会、勅令でもって組織された権威のある調査会です。そこへ「進言」を提出しました。そこで明確化を迫ったのは、明治以来政府は、神社を宗教圏外に置こうとしてきた。しかし、近来、神社の宗教的崇敬を奨励し、これは帝国憲法にさえ悖るおそれがある。もしも無宗教の形でもって愛国心とか忠誠心を表明するということにされるならば、そのときは我々は考えましよう。しかし、今のままでは宗教色は否定できないと、だから明確な態度を示してくれと、これはあちら様のことです。だからこちらがそれに従うとは言っておりません。だからこの時点まではいいんです。

ところが、もうこの後で、これは5年ですけども、6年、7年のがたがたと崩れ、何の根拠もなく、シャンボン大司教への文部省の回答とか何とかを援用していくわけですね。何のだから、という根拠もなしにのんべんだらりといってしまうわけですね。ずるずると。どちらもどちらと言ったらちょっと申しわけございませんが、私ですね、あのカトリックの態度は追求できるか、追跡できるんですね。これはどれがどうということが。

そして、もう一つ大きなことは教団がそれを決定すると。宗教かどうか、宗教行為かどうかということ。だから皆安んじてこれから励行するように。神社参拝を励行するように言ったら右へ習えってこうなるんですね。これあの自己の信条に対する自己決定権と言えるでしょうか。全く逆のことですね。それが起こっていたんですよ。

この政府にお伺いを立てるといふことと同時に、教会当局が決定したことには右へ習えと。でも、もう1つ言えばプロテスタントだってあれ、ああいうふうのめり込んでいったのは、各自の判断だったんでしょうか。さあ、皆さんに教えていただきたいと思いますが、一人一人の判断で決定をなさったのかどうかですね。いや、声明とかお達しとかに対するいろんなことが出ておりますけども、どうもそうじゃないようなんです。そしたらどう違うのかということ。

ですから、後からカトリックは頑冥にですね。信仰に反するとはっきり言わないといけないような戦後処理、戦争責任の告白、そして、にもかかわらず白柳大司教始め『平和への決意』なんていうふうな文書を出しておりますけども、その内実たるや憂うべきものと

私は思うわけなんです。でも、それは後をたどることができる。一つ一つというものが位階制度という権威を認め、そして、その責任を追及すべきところがあるから、それがこのように展開して、そして、ますます追及して、追及することが私は平和の条件であると、少なくとも一環であると思っているからですが、それが追求をさえできないとなると。宮田光雄の近著(『権威と服従 - 近代日本におけるローマ書十三章 - 』新教出版社、2003)に列挙されている諸事実の事後処理の問題です。

ですから、連合国または進駐軍と、勝てば官軍という多数派と一体となって占領政策にのっかっていったというだけで、その一億総ざんげと東京裁判でもって完全にすべてを^{みそぎ}禊としてしまったととれるような状態であるならば、やはりこれも信教の自由とか政教分離ということ、どれだけ踏まえたことかということが私には自信がなくなってまいります。ここの1ページの右に、資料の1ページの右に聖公会が掲げてくださった各キリスト教宗旨宗派の戦責告白の一部をそのまま掲げておきました。それには植村正久議長の1967年、戦後22年はたっておりましてけれども、日本基督教団の戦責告白もトップに出てまいります。聖公会のも出てまいります。カトリックのも含めてくださっておられます。

でも、私が読みますと「一億総懺悔」とあまり変わらないものではないかと。しかもその原因たるや、原因の究明たるや、そしてその撤回という点になりますと、ますますとそう、少しそれらしきものを匂わしたところはないとは言いませんが、何だかこれが信仰者の集いと聖なる集いとキリスト、主イエス・キリストを中心とする信仰者の群れ、とやっていいのかどうか私には自信がなくなってまいります。

でも、まず私は、己をと言っているのですから、己をというところをまずやっていかなければならないと思っております。まだ、これだけとは先ほど申しましたあの2点については少し申し上げたい面がございますけども、時間が超過して、そして、こういう人のことばかり批判するということは私も同罪なんですから、決して快いことではないんですけども。

でも、やはり一粒の麦というのは嫌われ者というものの中にはあってしかるべきではないかと。あるときにはなくてはならないものじゃないかということを思って、快くないこともしなければと思っている者でございます。皆さんの、そう、たくさんの豊かな造詣でもって、そして勇気でもって、そして信仰でもって、新しい道をとともに開いていくことができるならば幸せだと願っております。

また、後からですね。いろいろ軌道修正とかですね、いろんな補足とかいろいろ問題を指摘していただければ、ありがたいと思っております。非常に不十分なことですけども、大枠ということはここに見ていただけたんじゃないかと。決して誇れるものじゃなくてその全く反対でしかないんですけども、やはり皆さんと今事実これが現実であるということ、まず直視させていただければ、いただくことができたとすればありがたいと思っております。(講演終了)

《 質 疑 応 答 》



司会者 午後は午前の講演をうけまして、まず西山先生にお伺いしたいことがありましたら、質問をお受けしてお話したいと思えます。その上で、また講演の中でふれられなかったこと、もしくは、さらにお話いただくことがあれば、質問の答えの中でレスポンス、応答ということでお話したいと思えます。

○質問者 お名前不詳

福音の証人である教会はイエス様のお建てになった聖なる器でありながら、罪科と無関係ではないことをどのように理解すればよいのか。(要約)

西山先生 根本的な質問を出してくださったと思えます。非常に基本的なそして、また卑近なですね。そう疑いを持たれて当然だと思えますね。

それは一方で言わせれば教会というのは聖なるもの、汚れのないもの、神様のことだけを説くのが本来の教会だからと思えばそうかもしれませんが。でも教会は聖霊のもとに集まった信じるものの集いであると。ですから、汚れとは全く無縁じゃないと思っております。もともと原罪を持っておりますし、そして、組織や悪なんていうことも当然ございます。どんな組織にも組織悪というのがございますし、しかも、聖なるものであればあるほど、その傾向は否み難いと思えます。どの組織においても特に宗教集団においては、それは矛盾したことでございますけども、これは否定できないと。己が信条を正しいと、そして、絶対的に正しいと思わなければ、信じることができず、信仰とはならないからです。

でも、その中に矛盾がもう既に忍び込んでるわけですから、私はですから、常に清められなければならないものであると。まず、私自身がそうであると。己をまず清めなければというのは大前提だと思えます。信仰のですね。それを否定するからおかしなことになってしまうんだと。

でも、もう一方を明確にしなければならないのは私たちの信じるのは人間の組織ではなくて、組織の中にそして手を取り合って歩み続ける中に示される神のみむねであり、お教えであると。だから信じてるんだと。そういうともなる歩みでなければその教えも可能と

はならないし、そして、まして実りというものはそういう形でしか可能とはならないと。それが私たちのどのような歩みをとってみても現実ではないかと。

ですから、本当に謙虚になれるかどうか。正直に言えば、もっと正直に言えば馬鹿になれるかどうか。お互いの欠陥というものを認め合って、そういうものでしかなくても、そこに神のみ手が働いているんだと信じて、本当に濁々たるものの中に清らかなものが同時にあるのであれば、み教えが示されているということを信じていることができるならば、私は幸いですし、で、もしも信じていなければどこに福音というものがありえようかと思っている次第です。お答えにならない答えかもしれませんが、本当にそうありたいと願ってはおります。

司会者 ほかに何かございますか。

○質問者 お名前不詳

第二バチカン公会議で信教の自由原理が確立したとなると、それ以前の状態を、カトリック教会全体としても各信者としても、どのように清算できるのか。また、単立教会の場合の責任のあり方はどう見ればよいか。(要約)

西山先生 それぞれ本当にキーポイントをついてくださって、ありがたいやら困ったという感じやらということですけども。

最初の1965年すなわち第二バチカン公会議が終了したとき、そして、その議決でもって、初めて信教の自由とか政教分離が一応確立したと。公式にはですね。言えるというのは信教の自由に対する宣言というのが全世界の司教の総意でもって、公会議という形でもって、それが宣言されたからです。そこに政教分離も同時に出ておりますし、そして、他宗教に対する関係についての宣言というのも出ております。それにエキュメニズムという問題も、また別の文書となっております。エキュメニズムと、他宗教との対話、そして、信教の自由についての宣言と、この3つが関係して、そして明確に宣言されました。

そして、裏を返せば、それまでは何だったのかということになります。今までさまざまな形でそれを武器としてですか。ということをしていろいろな抵抗運動などもやってきたはずなんです。それまでに明確な原則が明示されていなかったとするならば、そう日本の痛ましい歴史を含めて、どこに根拠があったのかということになりはしないかと。

そして、実際として、実体として政府にお伺いを立てたり、そして、権威筋からのお墨つき、そして、それでもって一網打尽というか、右へ習えという形、それは基準だけでも、各自がその状況においてそれをその原理を適応して各自が判断をする。そして、その判断を至高のものとする、一番大切なものとするというのはこれはいいです。基準が示されただけであって、これは基準だけでもその基準についての判断をしろと。そして、その基準が正しいとするならばそれをもって各自が状況に適合しろと。これはいいです。

でも、今まではそうじゃなかったです。基準も明示されていなかった。そして、その、だから適用の仕様もなく、上からこうなんですと言われて、ああそうでございますかというの、これはもう信教の自由も何もなかったです。ですから、なかったという点ではお認めいただけたと思いますが、では、どういう形でそれが確立されたかと言いますと、まず啓示だと言いました。すなわち神の教えだと言いました。しかし、それについてはです。必ずしも皆が賛成しなかったんですが、併記する形で信教の自由についての宣言に出てはおります。

しかし、もう一つの理由というのは完全な人間の規定に従って、人格者としての人間、ペルソナを持ったものとしての人間には自由が不可欠であると。ましていわんや信教についての自由というのは、人格者としての人間には枢要なもの、絶対不可欠なものであるから、人権の最も根幹にかかわるものとしての信教の自由はどのような社会においても認められなければならないと。基本的人権の最も基本的なものであると、こういう宣言がなされたわけです。

そして、それは残念なことです。教会の歴史をとってみれば、国教を認めたりというふうなことがありました。いろいろな国の憲法にそういうことが規定されておりました。国の宗教はカトリックとするというふうな特にラテン系の国にはそうでした。フィンランドなんかも含めて。ですから、それはもうはっきりしたカトリック自身がそれに抵触していたわけですね。カトリックは多数派の場合は寛容を認める、他宗派に対して。少数派の場合は権利を要求する、と。でもそれはおかしいですね。同等な権利じゃないんです。多数の場合は認めると、ほかに対してだけは寛容だけでも、自己は当然なこととして、国教だっとかまわれないなんてこんなおかしいですね。少数派のときには権利を要求すると。こういうちぐはぐの二重基準できた。本当そうだと思います。

それをですね。少なくとも第二バチカン公会議を境として、そんなことなくすべての人々に自由権があるんだと。

それから、もう一つおかしなことがあるんですけども、これ、おわかりいただけるかどうか。よく権利の基準を真理かどうかと、いうことにおいたんですよ。おかしなことです。真理には権利があるけども、誤謬には権利がない。だから、カトリックが真理だとすればカトリックの信仰には権利があるけども、カトリック以外の他宗教とか他宗派ですね、プロテスタント宗派ですね、には権利がないなんてこんなこと言って平気だったんです。

これおかしいでしょう。というのは権利の主体というのは人格なんです。人間のその格ですから、真理自体にも権利はありようがないんです。真理かどうかというのは人格を中心にして初めて、それを基準にして言えることですから。ですから、真理には権利があるけども、誤謬には権利がないというのは全くのはきちがえであったわけですね。権利なんていうのは、人間人格以外にはあり得ないんです。ですから、基本的人権というのは本来キリスト教的な価値基準、充足された形のキリスト教的な価値基準では最も明確で基

本的なものであると思います。それが明確になったということはこれは少なからざる意味があると思います。

これで第1点のお答えになっているかどうかわかりませんが、でもそれはふとそんなことに傾きがちなことであって歴史的にはそういう誤謬は今までどの宗派もいろいろ犯してきてると思います。ですから、個人の信教の自由を認めないで、こちらは真理だから、こちらが正しんだというふうに言うてしまう。でも信教の自由というのは個々人のものですから。ですから、それに反することというのはもう本当にどこでもあったと思いますね。それが第1点です。

第2点ですが、もう一度、どうするかということとしておっしゃったんですが、カトリックの場合にはお恥ずかしい実態なんですけども、その裏をたどることができるんですね。そして、原因もそしてどこを改めてどうすればという、それは権威ということを明確にするのがイエス様が使徒継承の教会をお建てになったと。それを預かるものとしての権能があると認めておりますので、それを行使したときにそこに問題があれば、それを改めないといけないし、そして、それを少なくとも共同責任でもって明確にしていけないといけない筋道があるわけですね。

ところが、そうでない単立と言われたんですが、それはその幅があると思いますが、一応全くの単立としますと、非常に原理的にはいいんですが、実際的には非常に難しいと。単立という方々もですね。じゃ神社非宗教論とか神社参拝非宗教行為論というものに与みされたという事実がほとんどの方がですね。与みされたという事実がありますね。単立だからといって信教の自由を行使されたかどうか。疑わしい面が大いにあったと。もう本当に一億総聖戦にのめり込んでいってしまったと。

ですから、その保証がございません。少なくともその事実として。じゃそれをどういうふうにして改めるといふか、清算するか責任をとるかというときにもですね。この全くの個々人でしたら、個々人の責任においてということになると思いますし、それはよほどの自覚がなければ。ただ単立というときには個々人じゃなくて単立といってもある程度の共同体があるとなってくると、その表現の仕方というのは個人では済まなくて、その広がりを持ってくると。

日本基督教団とかというときには、かなりの広がりがあると思いますし、残念な傾向をとっていったその過程においても、そして、それを清算していく過程においてもあるはずなんですけど、その過程が私にはわからないという問題がございます。

ですから、単立であればその問題はないかということと全く同じ問題がある。ただその問題は非常に原理的に明確にされているからこそですね。その発揮というのは非常に困難だとおっしゃる意味はよくお察しできるものじゃないかと思うんですが。もう少し足りない面がございましたらおっしゃっていただければ。

○質問者 大植強

配布された資料には田口芳五郎司教の名前が20回以上出ていた。戦時下に変な活躍だったことは判るが、戦後のそれはどうだったのか。また、その間に矛盾を感じておられなかったのか。(要約)

西山先生 資料にはそのとおり、出ているとおりなんですが。特に取捨選択して書いたということではなくて、そのデモクラシーの人としてのご活躍の方も書こうと思ったら書けるわけです。

ですから、一方的なものでないと。ただ両方非常に時代に適応して活躍なさったということではないかと思うんですね。それだけの時代の要請があったと。田口司教というのは私も大変なご恩を受けてる方で、ご自分に非常に厳しくて、そして、人にも厳しかったと。ですから私はその体験を本当にひしひしと感じております。3年だと言ったら3年で終えて来いと。学位をとって帰れと言われたら容赦なく3年で打ち切られますからね。たとえ病気であってもというふうにな。ご自分に対してもですね。非常に厳しくてご自分のご家族が入院になって、お歳をとっておられても、献げ切った間柄だからというお考えからなんでしょうけども。割り切った考えを持っておられるんですね。御母堂がご自分の病院に入院して来られて……。それだけの厳しい方。清廉潔白な方なんです。その点では私は疑っておりません。

宗教団体法での日本天主公教会の認可というときにはもう一身を賭して対処されました。例えばローマとの関係、それを切れと。そういう形でもって、その天主公教会として認可すると言われたときに、これがなければ我々の信仰じゃないという形でもって、本当に殉教を覚悟で当たられました。そういう、そして満州帝国のバチカンによる承認の立役者は私は田口神父だと思っております。あのころのどのような問題についても、東京大司教は大司教でしたけども、総務としてそしてさまざまな出版から宣教から渉外からですね。本当に東奔西走どころかすべてをやって、だから悪役をも本当に身を呈してなさった方だと私は思っております。

戦争協力以外になかったんです。なかったんです。その点で責めるということは私はしていないつもりなんです。形として責めてるかもしれませんが。だから教会を救ったと言っていると思うんですが。殉教者は僅かで済んだという、まあそういう例はありますから。

でも大切なのはそういう緊急避難的なことがですね。永続してはならないですね。自由がないときに行ったことと自由を獲得した後で、それを続けていくというのは、どっちが重いのか、R. ジョルダノが『第二の罪』で指摘しているように、我々の方が断然重いんですよ。あの当時は緊急避難と言っていると思うんです。信仰を、踏絵を踏んだと、でも踏絵を踏んでキリシタンは信仰がとどまったんです。もちろん最善のことではないです。でもそれしかできなかった、人間の弱さもあり、そして共同体的な面もありですね。一人の殉教ですむことではなかったんです。全員殉教すれば別ですけどね。その身を呈してそ

れをなさったということは、いいことじゃなかったかもしれないけども、悪いことと断罪しきれない点があるというんですね。

ただその後ですね。どんな罰を受けたかと言われましたが、その大活躍でしてですね。その戦前戦中の大活躍に倍するまた活躍をなさったんですね。ですから、私が大学のはしくれ、どっかで教えてたというようなことも、それをつくられたのは田口司教です。病院のチャプレンを11年間しておりましたけれども、その病院も田口司教がつくられたものですし、そのシスターの修道会をつくられたのも同じ司教です。それはそれは私たち大阪だけじゃなくて日本全体の教会が大恩恵を受けている方です。

ただその正式にじゃないのでどこまでかわかりませんが、進駐軍が進駐をしたときにちょっと身を隠されたということが噂としてあるようです。その後は進駐軍との関係にも非常に尽力なさったと思いますし、そしてとても外交的な力を発揮なさってですね。罰かどうか知りませんが枢機卿までなられたことですね。

そして戦時中もですね。神社参拝では枢機卿を明治神宮にお連れしたり、そしてこぞって伊勢神宮を参拝したりですね。そして満州帝国で大活躍なさったりしたようなことについても決してご自分では不本意と思っておられたかどうか私疑ってるんです。というのはおおっぴらにその記録を残しておられるんですね。そんなのたくさんではないんですが。戦時中もお書きになったものの中にそのまま残っているわけですが。ただそれについて回顧録的なものの中にその記録をですね。悪びれずに書いておられるんですね。この感覚は私はちょっと解せないんですけども、それをだれかが今後解いていただければ、ありがたいと思っております。

司会者 次にご質問は。

○質問者 木村武雄

ボーン・カトリックの……。私は……でね。85歳になるんですけどもずっと85年間ね。クリスチャンだったわけです。プロテスタントという方はどちらかと言えば、自ら神様を求めの方が多いんですけども。私は生まれながらの信者だったものですから、むしろ物心ついてから何とか教会から離れようと……。一生懸命止めてくれます。なんで、今日に至ってもまだ教会から離れられない。向こうが離してくれないというような非常に情けない存在なんです。

今日は神父さんにぜひお聞きしたいと思いますのは、第二バチカン公会議以降ですね。カトリック教会が非常に変わったように思うんです私は。昔のことを思うとね。謝罪になってないという話が出たけれどもかなり。

例えばですね。ユダヤ人に対してね。今までカトリック教会がユダヤ人を迫害してきたことに対して謝罪してきた。それからエルサレムでは十字軍に対してですね。十字軍に対してイスラム教の代表団にやっぱり迫害してる、それがコンスタンチノーブルですね、昔の。東ローマ帝国に対して行ったベネチアの……そのことについてギリシャ正教会に対してやはり謝罪すると、そういうふうにかなりね。第二バチカン公会議以降カトリック教会は態度を、今までの倣岸、不遜といいますか唯我独尊というそういう態度からかなり僕は進歩してきてると私は思うんです。ただ、ここで一番大事な問題に対して、謝罪してないと思うんです。そういうその時代にはイスラムに対しては謝罪してきたんだけど、私が言いたいのは植

民地、西欧の。植民地支配に対する教会がどれだけ責任があるのかということに対して検証もされてない。これは非常に重要なことだと思うんですよ。

そのためかどうか知りませんが、日本と中国にはキリスト教は全く進まない。これはカトリックだけではなくてプロテスタントも含めてキリスト教全体に言えることだと思うんですね。その植民地支配に対してどれだけ教会に責任があるのか。これに関してぜひとも西山神父さんのご意見を伺いたいと思うんです。

例えば、こういう問題があるんです。これはカトリックだけじゃないんです。例えばアヘン戦争というのがありましたね。1840年です。アヘン戦争のときにですね。教会は正当化したんです。つまりアヘン吸引はこれが個人の嗜好の問題だと。悪いと思えば吸わなきゃいいんだと。だからアヘン商人には何も責任はないんだ。しかし、林則徐という大臣がジャーディン・マセソンなんかのアヘン商人からアヘン商品を奪って虎門というところで焼き捨てたんですよ。これは大変な罪だったわけですよ。

これは神の定めた第7の掟。つまり人の物を盗ったと。略奪したと。だからこれは悪いんであって、それに対してアヘン戦争を起こしたということは正当だというふうなあれをモリソンという牧師ですね。どういう宗派か私は知りませんが、そういうふうな正当化して結局イギリスの議会を通ったんですね。僅かの僅差でしたが。まだイギリス人はアヘンを売るということは恥ずかしいことだという人もいたわけですよ。非常に僅差です。たしか271対262か9票差というふうな非常に僅差でアヘン戦争が始まったけれども、しかし、イギリス国教会は支持したんですよ、アヘン戦争を。

だから、そういうことはね。そういう責任に際して検証もしてないということは私は非常に気になるんですけれども、これに対してぜひとも西山神父さんのご意見を伺いたいと思うんです。

西山先生　いやあの個々の問題についてはご専門の方もいらっしゃるでしょうし、私が知らないことも多いので、でも、それ以外のことだったら知ってるということだってありますので。ですから、別の形でもってお答えということになるかもしれませんが、努力してみたいと思います。

最初にですね。『記憶と和解』というものに出てきます教会の過去の罪。すなわちどんなものがあるかと言いますと、皆さん聞くだけでもおぞましいと思われる十字軍とかですね。異端裁判とか魔女裁判とかですね。それから植民地主義は出てこないと思います。少し出てきます。出てきます。それから教会の分裂ですね。破門ですね。それから科学への十分な理解の足りなかったことなんていうことがあります。その中にそしてそれを教会は和解したじゃないかと立派なことをやったじゃないかというのを木村さんはご指摘になったようなんですが、私はそうとは取ってないんですよ。

確かにゼスチャーはよくなりました。人当たりはいいかもしれませんが、でも根本的にですね。やはりこれなんです。ちょっとすみません。これなんです。ここに『紀元2000年の到来』という教皇ヨハネ・パウロ二世の書簡があります。紀元2000年の到来というのは1994年に新しい世紀が目前になったことを踏まえまして、2000年を大聖年としてそれを悔い改めの年として、新しい世紀を新しい福音の心でもって迎えようじゃないかと第一歩を示すことにしようじゃないかと、それは大変結構なんです。

そこでもって例えばここでもって言われてるのは途上国の重債務を何とかしようなんてことを提起しております。ですから、ほかに先駆けてと言ってもいいようなことを確かに2000年のずっと前からですね。提唱してることなんかは実際的にそれが結実していっ

たという点でいいことだと思うんですが。

じゃこの文章をちょっと聞いていただけますか。この33なんですが、「キリスト教の第二の千年期の終わりが近づくなか、教会がその子らの罪深さをより深く認識し、歴史の中で彼らがキリストの精神とキリストの福音から遠ざかり、世界に向かって信仰の価値に導かれた生活の証言をする代わりに、信仰の反対証言とつまづきとなった考え方や行動にふけたすべての時代を思い起こすことは適切なことです」と。

ここにもう既に出てますね。教会の子らの罪深さをより深く。そして彼らが歴史の中に行った反対証言なんですね。教会自身とは決して言ってませんね。それから同じ箇所なんですけども、「教会がこの1,000年間に教会の中で起こったことをはっきり意識して、この節目を通過することは適切なことです。教会は過去の誤りと不信仰一貫性のなさ、必要な行動を起こすときの緩慢さなどを悔い改めて、自らを清めるようその子らに勧めることなくして、新しい千年期の敷居をまたぐことはできません。過去の弱さを認めることは私たちの信仰を強める勇気ある誠実な行為です。」過去の過ちを認めるのは勇気ある誠実な行為です。それはそのとおりなんです。それを提起して、こういう使徒的書簡なんていうものは全世界に回す手紙という意味ですね、使徒的書簡は。そういうのはいまだに規制力を持って、いまだにと言ってすみません。今もですね。そういう持っておりますし、一応教会の教えとして尊重しますから、それなりの効力を持っている、と思っております。

そこでこういうふうに言うことは明確にすることは本当に力強いいいことだと思うんです。ですから、過去の弱さを認めることは私の信仰を強める勇気ある誠実な行為ですと言っているながら、それを自らを悔い改め、自らを清めるその子らに勧めることと言っているんですね。もう本当に責任転嫁ですね。私がさっき言ったその少し並べた事柄だけでも、それはその子らは全然犯すことができないんです。

アメリカの大統領はですね。アメリカ市民が犯した罪科について何の責任もありません。間接的な責任だけです。でもアメリカの公務員、例えば海兵隊でもだれでもですね。兵士が犯したのには責任があります。公権力の行使だからです。その違いですね。

ですから、教皇は個々人の犯した罪に対しては直接の罪がありません。というのは彼らは公権力の行使はできないからです。私もできません。ごく限られた個人的な直接的な範囲でなければ。公のものについて、公の罪というのはその権威を持ってた人です。それを行使した人です。それを全部棚に上げております。これが実態なんです。

だから、私は『教会は誠実に罪の許しを願ったのか』というのを事実を全部上げてこれを書いて、この発表だってそんな簡単じゃないんです。こんなことを快く思わない人がもちろんいるわけですし、これは翻訳しまして教皇庁にも直々に提出しました。で、快く受け取ってくれましたけれども、その反応がないのでどれだけ快かったかわかりません。ほかのところにも英語で書いたものをパブリッシュしようと思いましたが、それはいまだに何年たってもうまくいっておりません。こんなことをすればつぶされると、出版社で

も新聞社でもつぶされるという危険があるからではないかと私は思っております。

で、先ほどの木村さんがおっしゃったアヘン戦争そのものについての事例は知りませんが、でも、奴隷問題だったら今やっておりますので、そして、それは植民地主義の一つの大きな最も醜い面じゃないかと。影響が大きかった面じゃないかと思っております。先ほど上で申し上げましたようにパラパラとですね。本当に忘れかけたころ、もう忘れてしまったころにぱっとどこかで反対とか、弾劾とかと言っております。

そして、イベリア半島の王国が支配していた時代にはそれなりの反対するだけの効果もありました。パウロ三世教皇がカルロ五世のですね。奴隷禁止の意向に従って禁止令を出したと。それはそれなりに効果があったんですが、カルロ五世がその勅令を撤回したとたんに、そして、勅令を撤回した後で、教皇にも撤回を迫ったときにですね。やっぱり撤回してるんですよ。本当に。で、その撤回の事実はいまだに伏せられたままで公の見解としては登場しないんです。反対してきたということだけが公の見解となって定着しているわけなんですね。ですから、植民地主義に対してどれだけのと言ったら。解放の神学なんかですね。その問題を取り上げようとしてきたわけですね。で、公会議なんかもそれに並行するような同調するような傾向も大いにあったわけです。

でも、それから40年とかという年代が経って、それがどれだけ受け入れられ、どれだけ効果的だったかと。意味がなかったとは思いませんけども、まだまだ本当に福音化されるには程遠い状況であって、特に私なんかは植民地主義とは言いませんが、市場経済そのものに対してですね、ずばっと切り込んでるわけですね。例えば私的所有権ですね。これはもう市場経済の根幹です。私的所有権がなかったら経済活動も何も成り立ちませんから。というのは責任も権利も何も成り立ちませんから。ですから、私的所有権というのは当然です。当然ではあっても何かのそういう制度の土台というものが必要であるということは私は社会学をやっている以上認めています。ただそれがどれだけの妥当性を持つてるか、裏づけを持つてるかといえ、キリストははっきりですね。すべては神の恵みだと言ってるんです。健康であってもどんなものであっても。ところが最近では身障者は各自の障害に対する個人的な責任はないから、だから最低というか標準生活の保障はなせるべきだというこの観念は、考えは今の先進諸国ではかなり定着してきました。定着してきましたけども、その反対は全くないわけです。というのは各人の能力は各人のものだ。私のものは私のもの。あなたのものも私のものと言わんばかりの市場経済ですね。恵まれた能力というのは神の恵みでしょう。個人の能力なんていうのは自分で稼いだものじゃないんです。それを土台として稼いだものはそうかもしれませんがその土台が自分のものでなかったら、なぜ自分のものと言えるのかということです。

ところが、そういうふうな非常にごく簡単な自分の都合のいいときだけ、神様は本当に豊かな方だなんていうふうにはですね。勝手なときだけ利用しますけども、その反対は何も

言わないわけですね。先ほど上で、ピラをチラシを配っておりました。『ガルトゥング平和学入門』というんです。そこに私も書いているんですが、そこではこういう考えをずばりと書いてあります。ここでも少し書いてあります。というのは市場経済というのは強者・勝者による支配だということは言うんですが、市場経済そのものの根幹ということについては社会学においても法学においても、哲学においてもだれも言わないし、宗教者も言わないんですね。宗教者がなぜ言わないかと。でないと身障者についての思いやりというか当然の権利ということは少しずつ認めても、その反対のことがもっと大きな害を及ぼしているということについては何ら指摘する人もないと。これ何だというんですね。良心はどこにあるのか。または本当の良識はどこにあるのかと。

学者とか特に社会学なんていうのは実証科学ですから悪いんですね。既定の秩序を前提にして、その上で何があるかというふうに、こねてるだけですから。最も悪いです。その根幹を全然その問題にしないです。

同じようなことが教会というか福音が本当の価値基準であるべきところにも出てこないです。でも、これが出てきて初めて本当の正義とは何かと。本当の国際関係とか普遍的な秩序は何かと。こういう問題が成立すると思うんです。ぜひ皆さんもですね。私がいろんなこの関係の論文を書いて問題提起をしてるんですが、皆の関心は全く引きません。何とかそういう基本問題をのせてくれたら私は満足しないといけない。それもなかなか難しいというような状況でしかございません。

これでお返事になっていないと思いますけどもそれは一つ一つの個々の問題はですね。きつとぜひ究明していただきたいと思います。でもそれと関係することは少しですが、やっちはおります。

○質問者 木村武雄

この問題ですね。今……で問題にしたいので、中国と教会の関係なんですが。教会はいまだに……マツクラ神父さんに伺ったんですが、進展してるのか言うたら、少しも進展していないと。その後どうか知りませんよ。去年の話です。

それでいまだに中国にはですね。カトリック教会が2つあるんですね。政府が認めた教会、それと政府が認めない教会。つまりローマに従う教会カトリックとそれと愛国教会と両方。まだ片付いていない。これは本当に悲劇だと思います。同じキリストを信じる教徒ですね。植民地支配を認めるか、認めないかということがいまだに片付いていない。これは何とか僕はしてもらいたいと思いますね。解決してもらいたいと思いますね。

司会者 中国の2つのカトリック教会ということもちょっと加えてお話していただけますか。

西山先生 中国共産党が政権をとって、そして、今までの宣教師はほとんど国外追放か、国外退去になりました。日本にもたくさんその来られまして、大変な恩恵を受けたのが日本です。その機会に地下にもぐった教会があります。そして、それでなくて新しい政

権と妥協してと言ったら悪いですが、實際上妥協だと思えますが愛国教会というものの道をとられた方があります。その2つができたわけですね。その特徴は何かと言いますと、ローマの権威を認めるか、教皇権を認めるか、そして、そのもとにおける司教位階制度ということ認めるかどうかという問題でした。

でも、そのはしくれとも言えないですが、やはりもう一つの面は満州帝国の承認なんていう問題もあったと。そして、今もあると思えます、ここに書いております。それはバチカンがローマ法王庁がというのはラテラノ条約以降ですね。独立国でもあるわけですから、その問題を前に指摘してくださってもよかったわけですが。ですから、教皇庁が承認をするというのは国際法上にも一国の独立を承認するということになりますし。そして田口芳五郎神父その当時神父ですね。ガッペ司教顧問ですね。のご活躍でもって満州は自決権の行使をしたと、民族自決権の行使をしたという形でもって、そして反共のそう、前衛として、防波堤として、で諸外国のそれに対しては、連合国側もかなりな意義を認めていたわけですね。枢軸国だけじゃなくて。そういう形で満州帝国というような傀儡国家が成立して、敗戦で瓦解したことになってはいますが。

で、そういう愛国教会と地下のカトリック教会という形で今も続いております。その現実には痛ましいものですが、現代の中国への政府も原則は持っておりますけども、確固としたものだと思いますが、同時に彼らは現実的な対応も決してなござりにしないところがあると見ております。ですから、バチカンとずっと折衝をいろいろな形でもって国交回復、そして教会の一本化ですね。それを試みていることは間違いございません。

私も2年前にローマに行きましたときに国務省から言われまして、呼んでくださってここに出てる見解を説明しろと言われて、国務省の高官と話しました。そのときにたとえ宗教的な承認とは言え、バチカン市国が国際法上の独立国家であれば、それが承認をすれば国際法上の主権ということ認めたということになるではないかと。ですから、その当時いろいろな使い分けをして、あれは承認でなかったということは許されるはずがないと。だから国交回復に際しては、その点は無視できないということを私がはっきり指摘しました。でも政治問題なんていうのは非常にご都合主義的なものであって、そのときの風の流れてですね、どちらへでも動くものだと私は見ております。どれだけ利益がどちらの側にあるかによっていくらかでも妥協するのですね。ご都合主義的なものだと思っておりますから、必ずしも信教の自由とか政教分離とかということだけでもって、この問題がそして、責任を問われることは実際上ないのではないかとと思っておりますが。これは宗教者として、また正義と平和の原則に従った解決を望む者の口にすべき言葉でないかもしれません。

司会者 じゃほかに。

○質問者 大野牧師

今日の新聞で小泉首相が靖国神社参拝に対して抵抗感があるかないかということで。別に抵抗感がないということでたびたび小泉首相は二度と戦争を起こさないために、参拝するのだということを言っておるんですけども。これもちょっと問題のすりかえですね。

じゃなぜ靖国にこだわるのか、あの人もちょっと意固地な、ここまでたびたびしておるようなんですが、この日本国内では通用するかもしれないけれども、中国とか韓国とか、いまだに先の大戦ですね。相当痛い目に合ってますね。それは忘れられない、かなり日本とその周辺国に対する和解というものがなされていないと。

ドイツの場合はナチスを徹底的にやっつけてですね。そのそういう過去の問題に対する問題はかなり薄らいでいるようですが、日本の場合は戦後の総括がまだできていないということもあるわけなんですけども。このいわゆる靖国の問題というのはやはり日本のですね。憲法問題にも発展するわけなんですけども、このどンドン時代が変わってきてですね。今日、湾岸というか中東問題にしてもITの発達とか交通の利便の発達ですね、世界が狭くなったと。

そしてユダヤ教、キリスト教、イスラム教のこの一神教に対する研究というのもロシア大学なんかも研究所ができておるらしいんですけども。そういうこととか中国、インドの台頭というか、そういう時代の流れというものが進んで、今や科学は神の領域にまで達しておると言われているんですけども、カトリックはそういうそのものに対してそのあくまでも宗教というものに対するその考え方、エキュメニズムというかそういうことに対して、どのような考え方というか対応がどうでしょうかということなんですけども。

西山先生 小泉さんが、と言ってあまり親しく呼びたくないんですけども、抵抗感はないと、堂々とやればいいんだと。これ信念だというふうなことをいわれるわけですね。靖国神社参拝と。全く独断論だと思いますね。靖国は何かということをして全く伏せた形の論法でしかないわけで、歴史的な役割、そして参拝を求めている人も何を期待してるかという点でも、当然問題になるとわからなかったらおかしいですね。

一国の首相としては、どんな役割を担ってきたか、そしてなぜ諸外国が抗議をするかというそしてそれが何ら解決を見ていない。責任をとっていないという段階であればあるほど、そして、たとえ戦後処理がなされていたとしてもナショナルシュラインというふうなものはですね。国家護持というものが政教分離とそして平和主義との2つにおいて、平和憲法の2つにおいて2点において特に大いに、もうどうにもならないほどの問題であるということがわからなかったらおかしいと。ですから、問題のすりかえだというふうにおっしゃったのはそのとおりだと思います。

でもここですら、ちょっとつけ加えさせていただいたら、二度と戦争を起こさないために私は参拝するんだということはある意味で皆が使う論理なんです。平和のためでなかったら戦争はないんですから。どんな戦争でも平和のために、ヒトラーだって日本の中国侵略だって生命線として当然行ったわけで、西欧列強のですね。植民地主義だって皆そうです。そしてそれが最初に見つけたものはその領土権を領有権を主張して、それは力でもっての、力の裏づけでしかなかったんですけども、それでもって全部やっていったわけですね。パレスチナ問題しかり、そして、オーストラリアとかアメリカのインディアンの撲滅から、そしてマヤ文明、インカ文明の撲滅から何から何まで全部それですよ。ですから、今、……権利義務が明確化されていないものは、全部近代国家体制を整えているものの権

利だというふうでもってやっていったというのはカントの『永遠の平和を目指して』という小稿で、明確に指摘しているとおりです。それはあまりにも一方的であると。

でも、これなんです。平和のためと。すなわちすべての行為は人間の行為は。正当化の裏づけがなかったらできないんです。その意味で日本のどの宗教団体であっても徹底して、大東亜戦争に、15年戦争に反対していたら、そして、それを命がけで反対していたら、抵抗していたら起こすことはできなかったんです。それは正しくないと言えば。でも、それは列強もしていたことですし、日本だけじゃないと。アヘン戦争をとるまでもなくですね。

侵略主義というものは帝国主義というのはその当時、ですから、近代国家としての地位を確立するということはそういうことであつたわけで、ですから、日本だけが問題じゃなくて、戦勝国も敗戦国も責任は同じだという今の国粹主義的な人々のですね。免罪論というのはそれだと思います。アジアの諸国に対しては日本は責任あるけども、西洋列強に対しては何ら対等であつて責任があるはずがないと、同じことをやってたんだからと。

これですね。ですから、その全部正当化の論理、そして最終的な正当化の論理というのは宗教的なものですから。いつも宗教を味方につけてるとそれでもって、侵略戦争であれ、植民地主義だって全部正当化していきます。植民地主義というのは後のですね。後始末という面がかなりあると思いますね。民衆を味方につけてとかですね、教育とか、福祉とか何とかでもって宗教がどんどんやっていったということがありますから。

でも、だからそのピース・パイ・ピースフルミーンズということしかあり得ないと、本当に平和を求めるならば、戦争は全くそれは正反対のことなんです。ところが平和のための戦争というのがいつでも起こってきたと。そこで先ほど上で申し上げたことにちょっとふれさせていただきたいんですけども。

それはですね。自衛権の問題になると思います。自衛権の問題。平和憲法を持っていて、自衛権を振りかざしてですね。この世界第二位の軍事大国になったんですよ。これは解釈改憲ということが可能だったからです。そして「平和のため」には軍隊も自衛隊もあっていいと、そして「国際貢献のため」にはと。この2つは何でもできるという論理ですね。何でもできるわけです。第9条を持っていても何でもできるわけです。ですから、私は言いたいのはこれは背理・矛盾であつて、こんな自衛権ということの横行を許しておくというのは我々の責任だということを訴えたいですね。

なぜか。自衛権というのは正当防衛権に基づいた、正当防衛権の集団的な表現です。ですから、正当防衛というのは何かと言いますと、ここの116ページに書いているんですけども、その国家の自衛権の根拠とされる正当防衛権、これは正当というものの正当の問い方が非常に曲がってるんです。なぜかと言いますと正当防衛とは刑法の36条によりますと、「急迫、不正の侵害に対して自己または他人の権利を防衛するため、やむを得ず行う加害行為です。」わかっただけですか、だから正常な状態じゃないんですよ。急迫不正

の侵害というものがあるんです。ですから正常な状態じゃないんです。そして、自己または他人の権利を防衛するために「やむを得ず」なんです。もうそれ以外にないということです。ですから、普通そのだれかがやるかもしれないから、ドスか何かを携えておくというようなこんなもんじゃないんですよ。もしも、やられたら、そう、頭つきでも何でもいいですから、とにかく相手の急所をやってもその罰せられないということですね。やむを得ず行う非常手段であって、いつでもどこでもだれにでも認められる権利じゃないんです。そうやったとしても罰せられないです。当然の権利じゃなくてやむを得ずやったときにも罰せられないだけです。そりゃ不法なんです、いけないんです。いけないんだけども罰せない、罰しないという。これです。ですから、それをもってですね。日常的な状態における日常的な手段と言っていいでしょうか。これは非常事態における非常手段なんです。そして非常の行使のときに罰しないという否定的な規定であるわけです。

これを集団的なレベルでもって、国際関係に適応して、それが常態であるというのがそれを言い含めて、そして皆がそう納得してしまうのが正当防衛権なんです。背理ですね。人間はですね。そんな理性も良識も何もなくて、それが暴力だけだということが常態だというならば、でも動物だってそんなことしませんね。でもそういうふうにならば、でもやられたらやっつけてやろうという、これが常態だと言ってるんですよ。それでもって平和憲法も全部骨抜きにしてるわけです。そう言われたら防衛権は皆に誰にしもにあるんだから、国家にもあるし、だからそのために「備えよ常に」なんて言われたら、あたかもそれが当然であるかの如く思ってるんです。

宗教者もそうなんです。宗教者にとっては特にキリスト者にとっては殺すな、絶対に殺すな、危害を加えるな、それだけが命じられてることなんです。どういう場合には殺し返してもいいとかというようなことはないんです。神の命令というのは殺めるなことだけなんです。どういう場合には殺めてもいいなんていうのはこれは事後処理の問題ではないんです。わかっていただけますね。

で、それをですね。我々は教会の中でも訴えないといけない。これは訴えないといけない。我々は錯覚してると。この世の間違った論理に完全にそう、我々も毒されてしまっていると、そう、これわかっていただけますでしょうか。それを訴えないないといけないと、日本でも。そして、特に平和憲法とか福音とかということを我々が至上の価値と認めるならば、そして、十戒というものも、殺めるな殺すなかれということはそれなんだと。どういう場合に殺していいなんてことは一切ないと。神の教えとしては殺すなだけなんです。

でも、カトリック教会を含めまして、既存の体制に与みしている教会は皆それだと思えますね。正当防衛権なんていうのは、自衛権でも、やはり同じなんです。刑法には書いてあるんですけども、本来の言葉はどっかにすっ飛んでしまってるんです。これが横行してるんです。だから、平和のための戦争なんです。おかしなことが起こってるんです。それが歴史上ずっと起こってきたし、今もそれでもって全くもぬけの殻にしようとしてしまっていると。それだけは訴えたいことのひとつではあったわけですね。

この平和憲法に関係しまして。お答えにならなかったと思いますが、脱線をしていたら申しわけありません。

○質問者 **お名前不詳**

始めの部分は不明。

宗教者としてですね。もう時代についていけないというようなそういうようなあくまでも貫き通すということも大切ですけども、宗教自体もですね。仏教、あるいはイスラム教、ユダヤ教、今、ヒンズー教といういろいろあるんですけども、エキュメニズムに対するカトリックの態度をちょっとお聞きしたいんです。

司会者 ほかになにか質問ございますか。

西山先生 今の質問、問題が2つあったと思います。先ほど質問してくださっていて、お答えしなかったものと、今のもう一つのエキュメニズム、宗教的な寛容という問題について、また言われましたから、2つ問題がありますが、私の考えは申しあげるべきですか、それともほかのことでまた時間があつたらですか。どちらでもいいです。

司会者 また質問受けていただけたらと思います。もうひとつ方いらっしゃいましたか。

○質問者 **天満教会の大野です。**パタパタしてたので聞き漏らしたことが大分、あるかもしれませんけれども。

先ほど来、靖国のことが一つ出てきたかと思いますが、靖国の問題を取り上げたとき、小泉首相なんか率先して言うことは、古来日本の文化であると。外国がこう何か口を挟むことではないというようなことが出てきたりいたします。

その一方で社会的な活動に聡い人たちも靖国参拝したときに、近隣の諸国、特にアジアの人たちがどんな気持ちになるかを考えてほしいというようなことを言ったりいたします。私はそういった問題が確かにこの問題の根幹をなしていることも否定をいたしませんけれども、それ以上にずっと大きな問題というのは靖国に参拝をしていくということによって、少数者の意見がどんどんむき出しにされていくということ、民主的な力をもっと崩壊をしてしまっていくような現状を垣間見ることはないかと思うんです。外国がどう言うかというようなことでなくて、主体的に私たち一人一人が今の社会に対して何ができるかと。そういったものが全部阻害をされていってしまう現実の方にあるのではないかという気がするわけです。全体としてどういうことが言えるかということよりも私たちが社会的な発言すらできなくなっていく現状が目に見えてくるからこそ反対をしなければいけないのではないかと思うんですね。

そのことをちょっと考えたときに気になったことがちょっとありまして、カトリックのごミサの中の典礼の奉獻文の中に、「私たちの罪ではなく、教会の信仰を省み、教会に平和と……………」という部分がありましたよね。そういったときに私たちの罪ではなくて、教会の信仰を省みるということの中で、ひとつそのすっぽかされてしまうような記述が実はあるのではないかという危惧が私いつもしていたんです。

カトリックのごミサはいつも「全能の神と兄弟の皆さんに告白します。私は…」という罪の告白から始まったはずのものがいつの間にか教会の信仰を省みるところからもっていかれてしまって、そこでいわれてる教会というのは信仰の対象の教会だからもう問題ないのかもしれませんが、ひとつエクスカテドラという言葉との関係で考えたときに、多くのものがそこにすっぽかされてしまう現実があるのではないかという気がいたします。

一人一人がやっぱり信仰的にたって、民主的にたちながら一人一人の人権というものを告白していく必要性があるんであって、教会が外から見られたときにどんな防御ができるかということ論議している段階ではないのではないかということ常々ちょっと考えてきたものですから、その辺の感覚というものをお聞きしたいと思いました。

西山先生　　で、また、ここに、重要なポイント幾つも上げてくださったと思います。

最初の小泉さんの靖国参拝に関して、その中で最も重要な問題は少数者の権利を無視するというのではないかと。日本の過去の歴史、諸外国との関係ということもあることはあるんだけど、その中で信教の自由というのは少数者の権利を尊重するというその原理でもって対応すべきではないかと。こういうことをおっしゃったんだと思うんですが、大野先生ですね。本当に重要な点を指摘してくださったと思います。

どの権利におきましても権利というのは権利の侵害、されたと感じているものにとっての権利の擁護でないといけないと。権利の保証でないといけないと思います。多数者にとってはその自覚があり得ない、当然ですね。よほど開明の士でなければですね。その自覚、差別されているものの立場に立つということが難しいと。(お配りした、今一つの拙文『『信教の自由』の要件とは何か』『福音と社会』206号、2003年2月、をご覧願えば幸せです。)魚は水の中にいることを自覚しないというのと同じだと。空気も公害もそれが差し迫ったものにとってだけそれが感じられるんだというようなことがそこにあると思います。

ですから、特に信教の自由にとっては少数者を尊重しなければならないと。これはですね。津地鎮祭の少数意見の立場でした。津地鎮祭の大法廷のですね、判決の補足意見として明記されたところです。信教の自由にとっては多数意見というものは原理的に通用させるべきではないという、そのとおりだと思っております。ただしすべての、すべての権利はこれだと思えます。特に信教の自由というものは、ですから、靖国神社というものを国民大多数がそれを支持、国家護持を支持したとしても、それによってその権利の信教の自由が損なわれたと感じるものがある限り、それを許してはならないと。それはいつもあるわけですから、その危険はですね。可能性はいつもあるわけですから。

やっぱり国家護持というのは政教癒着であるということは明らかだと思えます。ですから、どんな形であれ、ナショナルシュラインというものはその危険があるわけですから、そしてそれを認めることによって国家のために命を捧げる滅私奉公を容認していく、正当化していく、要求していくということにつながりますから、原理的にはやはりそれは成立しないと。平和という面から、平和憲法の原理からいっても成立しないと。そして、それは政教分離からの要請でもあると。

ご指摘いただいたそのとおりであって私がこんなことを蛇足で付け加えるべきでなかったかもしれません。そのとおりだと、いい視点をご指摘いただいたと思っておりますが、ほかの方は、でも、これにはちょっとそんな厳しすぎると皆、日本国民がいいと思ったらそれぐらい赦してもいいんじゃないかと思う方々がおられるかどうか私はわかりませんが。

もう一つの面も言うてくださったと思います。

カトリック教会は「私たちの罪ではなく、教会の信仰を省み」ということでもって、個人個人の自覚とか個人個人の罪障ということを免罪してしまってる可能性があるんじゃないかということを言われました。それはその危険はありますが、その危険はありますけども、文言そのものからすれば、実体はどうかわかりません。一人一人の問題ですから。

ただ、私たちの罪ではなくということを知覚して、そして、それは当然平和とか本当の救いのためにはならないことは認めてると。しかし、私の罪の反対に多くの功德というものも捧げられていると、その最もなもの主キリストの十字架の功德であると。だからそれを省みてと。キリストご自身の代償ということを知り、そして、そこに一致した教会の功德ということを知り、その全体の中でのそういう^{よみ}嘉してくださいと言っているんだと。本来はですね。一つ一つは各人がどういうふうにそれをそれに対応してるか、どういうふうに機能してるかということは実態はわかりません。全くわかりません。

ただ、危険はご指摘のとおり、あると思います。救罪の十字架の論理の中にもそれがあると。こういう文言の中にはそれが出てきますが、十字架の救い、イエス様が救ってくださったんだと仏教だってそういう考えがございませぬ。ですから、“本願誇り”のように、もう皆すべて何をしてもいいというふうな仏教でもそういうように解釈する、そう墮落した形もあったということを知りておられます。

司会者 続いて森田先生

大変忠実な話ありがとうございました。今日その冒頭で言われた言葉が、私、大変ショックでどのような文脈で言っておられるのかを改めてちょっとお聞きしたいなと思うのは、反対するのであれば断固反対すべき、そしてそれがいかに効果的かを考慮せねば無責任になるということを知りておられたんですね。

今日はお話を聞きながら印象としてカトリック教会の中でも、少数の立場で奮闘しておられるんじゃないかといういろんなその紹介されている事柄をお聞きしてもその印象を強くするんです。そういう意味でいうとその働きは大変預言者的な働きではないかという印象を受けるんですね。それが効果的にというふうになってしまうと、その例えば今の非常に厳しい状況の中でいかに効果的にこの考え方を皆が共有できるようにしようかというふうにはた走っていくとすごい挫折感というか、一向に広がらない無力感、どうしてもつきまどってしまっ、むしろ効果的であるかどうかはとにかくおいて、問題の本質を見抜いていくその作業を続けるということがむしろ今は求められてるんじゃないか。

それが今すぐ共有できるものとして広がるかどうかは保証ないんだけど、必ず物事の本質というのが共有できる仲間が広がっていくんだという期待とか希望を持ちながらやっていかざるを得ない状況ではないかなという印象を強く持ってるんです。

そういう意味でその効果的、いかに効果的であるかを考慮しないと無責任になるというのはどういう意味で言われたのかをちょっとお聞きしたいんです。

西山先生 私の言葉の舌足らずということが大いにあったと思います。ものの本質は断固主張しなければならぬし、それは聖ヨハネの殉教のようにですね。命をかけて断固しなければならぬと。たとえそれが聞き入れられようがどうかにかかわらず、心いいものと映るかどうかにかかわらず。

そして、それは平和というときにその面が非常に強いと思います。あなた方に平和を与

えると、私が与えるのは本当の平和だとおっしゃったその力強いメッセージですね。それなくしては我々の希望がないというようなその大きな大きなメッセージです。それは最も我々のすべての存在自体を伝えてるものでなければと思います。

その点で断固としてですが、じゃあそれが実現可能かどうか。本当にそれが効果的かどうかというのはそれへの手段ということについてだけであってですね。その大眼目、終局的な目的についてはもう妥協の余地も何もないと、我々の存在自体をかけてしかあり得ないんで。

そして、しかもそれは人間的な力でもって普通不可能だと思います。ですから、それは信仰とか恵みによって始めて可能であるという、だからこそ福音が福音であるというものだと思いますし、この世の知恵とか、知識では全く計りがたい神からの知恵であると思います。そういうものとして福音というものが我々の前に提示されているんだと思います。ただ、それへの手段ということはやはりこれは人間的な領域にかかわってくることであって、例えば私の先ほど申しましたすべては神の恵みだからといって、隣の人にじゃすみませんが半分、というふうにこういうわけにはいきません。もしも半分というときにいうんだったらなぜということ、そして手段も、効果も見定めて、ですから、先ほどどなたか、そう木村さんが言われた途上国だから、権利だからというときにですね。燃やしてもどうしても投棄してもいいかどうかという、もうそれは非常事態となったらそれは当然それはやってもいいと思いますが、できるならばそれを平和的な手段でもって、そして、究極的にそういう侵略というものが植民地主義というものが撤廃される形でもってなしていくということが願わしいですね。望ましいですね。それでなかったら本当の意味でそれが共感されることなく、力と力との対決になると思います。ですから、その意味でもって効果的というか説得的でなければならぬし、だから我々自身も蛇のごとく賢くと、鳩のごとく素直に...、もっていかなければならないと。

ですから、何もかもごっちゃませにして私が上で申し上げたことはですね。随分飛躍があるとお感じになったのは当然だと思います。でもその区別ですね。いやこれこそ、これをしなかったらどうしてもというふうなものとしてですね。清朝時代に感じたからこそああいうあの抵抗運動というものが展開されたということ、私を私は否定したくないですね。それほど暴力的な侵害であったということだと思いますから。

ですから、そう一概に究極的なこととそれ以前の手段的なことというふうに概念的には分離できますけども、実際の状況にたった場合に今のテロなんてそれですね。テロ、自爆テロと言いますがテロかどうかというのはどちらの立場に立つかによります。トマスアンジュン安重根がですね。これもまた恥ずかしいことなんですが、トマス安重根が伊藤博文を暗殺したと、そして翌年ですね。そう銃殺されたわけですね。その美しい遺書を残しております。絶筆ですね。あれはよほど心のきれいな方でなかったら残せないと思います。本当にすがすがしいもう使命を全うしたという気持ちがなかったらあんな絶筆は書けないというふうに私は思います。そこで自爆テロと言いますが、テロかどうかというのは安重根は

殉国の死というふうに認定されたのはたしか90年代に入ってからなんです。韓国のカトリック教会において。それまでキリスト者であるということさえ伏せられてたわけです。というのはあれはですね。暗殺犯でしかなかったわです。韓国の独立以降もそのまま、もちろんそれ以前には教会はおくびにも出さなかった。カトリック信者ですけどね。おくびにもださなかったんです。やっと90年代に入った1993年です。金寿煥^{キムスーハン}枢機卿が「殉国の士」として公に^{ミソンドウ}明洞の大聖堂で宣言なされたのは、これなんです。

でも、同じ行為がそう変わったんですね。自爆テロかどうかとって我々は一般紙の報道に完全に流されてますが、少し立場を変えて見るということも必要じゃないかと。NHKのアナウンサーがですね。「隊長」なんていうふうに中東派遣軍の小隊長と話してるわけですね。あれも本当にどうかしてると。もう冷静さを失っていると思いますね。

そんなこと言ったらブッシュだってですね。サダムフセイン、フセインって言ったときにもあれはもうヒステリックだったと思います。ですから、どちらにでも複眼的な目でもって見るができなければ本当の枢要なこと、寛容なことを目指す方向へ方向付けをしていくということは非常に難しいことですし、そして、そのためにこそ、我々は連携を一人でも多く、テロだって一人じゃないですからね。あれは一人じゃできないですからね。やはり連帯をしなければ手をつないでいかなければということは、やはり必要なことではないかと思えます。

よほどの心がなければそれを実行していくというのは至難のわざであって、絶望だけであるということですね。やはりまだ信仰が足りないからということを感じざるを得ない。それが現実だと思っております。

司会者 まだお話をされていない方が……。

○質問者 河野

お話ありがとうございました。そのために明日からどうするかということを考えさせられました。ここに輝く皇紀2600年建国の春をしのぶうんぬんとございますんですが、きのう神武天皇陵に行ってきました。実は奈良県伝道会関係で集会があるのでその場所を探しに行ったんですが、その時の感想です。

信仰が足りないのかもしれませんが、思わず山に向かって手を合わせたくまりました。これが危険だと神様のつくられた自然に向かってですが、山自身を拜むものではございません。

でも、なぜそうなったかという奈良県橿原というところ。もともとそこは文化があったのに、ここにありますように紀元2600年以前とこれはバビロン捕囚のころになりますが、そのころいたこともない天皇を神武天皇というのをでっち上げて、平城遷都720年ぐらいに、日本書記というのでそれをつくっちゃったわけですが、その神社をつくって神武天皇陵というところに住んでた人を全部追い払って、整地をして神々しい環境をつくっちゃったと頭ではわかってたんですが、実際に行ってみて本当に神々しいので思わず手を合わせそうになりました。

だからそういうふうな衝動、一人一人が信仰を守るということを本当にやらなくてはいけないということをつくづく思われました。本当に小泉さんを批判している自分がそういうふうに架空のものを拜むようなキリスト教徒でありながら、になる衝動をそしてそういうふうな状態をその近所に追い払われた家を一軒かろうじて保存して、そこが集会場になっているわけです。そこで歴史を振り返り、信仰を考えるという集まりがありますので、そこで改めて、今自分が何をするかということキリスト者として。

ですから、神様がつくられたものをそのことを忘れてその山や川を厳かな雰囲気ですりだすことがないようにと本当にきのうそう思われたところに皇紀紀元2600年という見出しを見ましたので、思わずその決心を新たにさせていただきました。ありがとうございました。

西山先生　そのときに「紀元2600年の歌」を歌われました？ 私はいつも頭の中で歌ってるんですね。これは矛盾してるんですけども。というのは忘れませんもの。本当に。そんなん忘れません。いろんな軍歌だって頭の中にはいつもかすめております。ちょっとどうかしてるんだと思いますが、檀原神宮自体は新しいものなんですね。明治以降ですね、当然ながら。靖国もそうですし、明治神宮も全部そうですね。

ですから、ああいう感謝というものを兵士というもの特に位の高い方はそうですね。ただ、そういうところに行きますと、ジーンとさせられるということはその点については私は同感なんです。それについては私はキリスト者としても、「何者の御座し在すかは知らねども、ただ有難さに涙溢るる」にみるように、伊勢神宮にいけば何かジーンとくるものがありますし、時代を超えたそういう神秘というものを、まあ五十鈴川で感じるかどうかわかりませんが、そういうことはございます。日の出に対してご来光とか何とか言って…。

そこで、ちょっと申し上げたいんですけども、東京の大田区に岩村信二という牧師さんがおられます。ご承知かどうかですね。『三代目のキリスト教』というご著書の表紙にですね。弥勒菩薩、広隆寺の弥勒菩薩と聖母子像を並べてあげておられるんですね、表紙にですね。私はね。それはとてもすごいことだと思いますね。

と、というのは決して偶像崇拜としてではなく、例えばカトリック者が聖堂においてとしても、その前で祈るとしても木の像に対して拜んでるんじゃないんですね。そのイエス様とか聖母への崇敬とかイエス様への礼拝とか聖母への敬愛として、その前で崇めているわけで祈ってるわけで、木を拜むとしたらこれ偶像崇拜なんですね。木を拜んでるならば。仏教者も皆そうですね。入魂と言いますね。またお身拭いの時など魂を抜くと言いますが、それはそれをさかいに、鑄像とか木彫りとなるわけですね。

ですから、人間はどんなに拜むとしても偶像として拜むならばこれは偶像崇拜なんですけども、でも我々はお札ひとつとってみましてもね。これ聖徳太子だって、そんな大きなお金持ってませんけども、聖徳太子のときだけはお金と認めてるんですね。これが皆の信用制度においてこれを一万円として通用するときは、これはごみだめに捨てるということは故意には絶対しませんね。しないんです。プロテスタントの方もなさらないと思いますね。これは信用というものをそれは紙くずとしてではなくて、社会的な信用に裏づけられたものとして大切になさるわけで。手紙だって親の形見だって遺品だって、かわいっ子ちゃんのちっちゃなおまけ一つとっても「神父さん、これ上げる。」と言ってくれたら「こんなんつまらん、グリコのおまけや。」と言ってばいと私はしないです。それはその子が一番大切なものをくれたということを私は理解するからです。

ですから、何が偶像か、何が物かとの書いた本だって何だってこれも全部シンボルなんですね。字一つだって。顔だって全部シンボルです。偶像だって仏像でもですね。聖書

でも皆そうなんです。

ところが、一定のものだけに偶像といって、ほかの全部、手紙があの人 gave くれた手紙ということは全部認めてるんですね。これおかしいんじゃないかと。信仰の領域だけでなぜその疑い、信頼に支えられたものを認め合わないのかと。偶像崇拜は私は断固として排撃しますが、本当に聖書だったらこれが神の言葉として、ものとして崇敬してるんじゃないんです。たとえ、キングス・ヴァージョン（欽定訳聖書）なんかであってもものとしてじゃないんです。もちろんそれは骨董としての意味はまたそれはあるかもしれませんが。

それは神の言葉としてそこで全部シンボルとして認めているんですよ。でなかったら神のことは何も成立しないんです。

そこで私はかなりいろいろなことに、秘蹟というものもそうです。皆さんは聖餐式ということになさるかどうかしりませんが、聖餐式といったら私から言わせれば、ままごとです。お許してください。認めていないことにもかかわらずまだやるというんですよ。もっと悪いですよ。認めているならばそれは誠実なことですけども、認めていないのに聖餐式をなぜやるかと。こんなままごとに似たことを私もやりましたからね、昔は。今はそうじゃないんですけど。

同じことが洗礼だって言えるんですよ。じゃ聖餐式が悪いんだったら、洗礼だって悪いんですよ。なぜか私にはわかりません。皆さんが回答を出してくださればありがたいですが、岩村先生はそれを弥勒菩薩のと聖母マリアのを2つ掲げられた。それを墮落と言うか進歩と言うかいろいろな味方があり得ると思います。ただそれを超えた一般的な神秘に対する宗教性がなければ信仰なんてものはあり得ないと思いますから、お感じなること自体は本当にすばらしいことだと思います。それがまたイエス様の福音によって豊かに培われていくなれば大変結構なことなことだと思います。それ自体は申すまでもなく、私はそういうことを拝みませんけども。

マザーテレザだってヒンズー教徒の信者にはヒンズー教徒にはヒンズー教のお葬式をしたんです。埋葬したんです。でも、だからといってヒンズー教徒になったわけじゃないんです。一人一人の尊厳、一人一人の人格とその信条を大切にしたんです。ところがそれをごっちゃにして仏教徒のお葬式には参列してはいけないというのは仏教徒になるからと、仏様を礼拝をするからと思ったんですね。そうじゃなくて仏教徒として一生を全うなさった方には、仏教のお葬式に参列するのがその人への崇敬を表すことであって、私が仏教徒になることじゃないというんですね。

それは人格を中心にして言えることであって儀式がどうかということじゃないんです。そういう原則的なことがはっきりしてなかったら偶像崇拜とか何とかということになるんだと今では私は理解いたしております。口幅ったいことすみません。

司会者 あと10分ほどなのですが、お一方手を上げておられますが、まだご発言
 されていない方でこれはという方いらっしゃいますか。

○質問者 加藤先生

必ずしも十分聞けてないのかもしれませんが、カトリックの方ですね。先ほどから話が出てますように第二バチカン公会議以降ですね。過去のありようをかなり反省されて、内部的に相当いろいろ活動やその他なさるのにやりやすい状況が生まれたんじゃないかとは思ってるんですが、それで平和と正義の委員会とかいろんな活動その他いろいろ活発になされてるところはあると思うんです。

今日のお話にもありましたように、戦争責任の告白にしても日本基督教団、あるいはその他のプロテスタントとかその後も続々とやられた内容に比べたらかなり穏健、よく言えば穏健なというか、本当に性根座ってるかいなというような内容の表現で、未徹底だというようなことを教えていただいているんですが、そういうことに関連してですね。

いわゆる訓令ですか。聖省訓令と読むんですか。そういったことに関連した現地の国ですね。あるいはその国家とか権力にある程度妥協するような指導がなされてましたね。日本で言えばまたそういう習俗というので先祖崇拜とかいうことについてもかなり容認的なことが強くあられるようだし、そういうようなことの中でどこまでしっかりとしたキリスト教の信仰に基づいたありようということが、そのカトリックの信者の方を含めてですね。徹底できるのかなということがどういうありようができるのかなということがやっぱり懸念があるわけです。

今、最後の方ですね。福音的証しをともにするための課題というようなこともレジメで書いておられるんですが、先生ご自身もそういうもっと徹底してきちっとやらないといけないということで主張なさってるんですけど、おそらくカトリックの中でまだそういうふう賛同される方はやや少数派ではないかというふうに推測するんですが、その辺の今後の戦っていける信仰の証しをしていけるようなありようというのはカトリックの中ですね、どの程度のありようが可能になっていくのか。その辺のところもう少し先ほど……の関連でもやりましたが、もう少し幅広いそういう現実の問題との妥協のありようというかね。妥協的な態度というものが宗教的に貫くというバランスの中でどういうふうに関後あり得るのかということをお教えいただきたいと思います。

西山先生 すばらしいご指摘、とてもありがとうございます。本当にお答えできないような核心をついたご指摘だったと思っております。

その一番基本にありますのは、福音というものをどうとらえればいいのかと。そして社会的なその実現ということをおどれだけ福音と直結したものととらえるかという問題がそこにあるんじゃないかと思います。

例えば、ここに岡田武夫東京大司教のご指摘ですけども、しばらく前ですから、大司教になられる前ですけども、『キリスト教と天皇制』という、NCC大嘗祭問題署名運動センター編、の中で、カトリックの方も少し書いておられます。主にプロテスタントが主ですが。もちろんご承知の方の方が多いと思いますが。そこで政教分離と天皇制についてカトリックの司教団の態度がどんなものかということについて、こういう指摘をしておられます。

「日本のカトリック教会の司教たちは、今日まで天皇制の是非について直接公式に発言したことはない。しかし第二次世界大戦についてのカトリック教会の責任については白柳大司教の指摘がある」といってそれを引用しておられるわけですね。直接発言していない

ということですね。是非については。

そして、加藤先生は同時に福音というものを実現していく使命があるというふうに教皇パウロ六世なんかは言ってるじゃないかと。それも本当であって私がレジメの最後にそういうことを出しておきました。ですから、福音は力あるものでなければならないと。現実反映されなければ、いや具体化されなければならないと思っている一人でございます。

でも、同時に政教分離で言われるようにですね。多次元的な社会観を踏まえなければ信教の自由ひとつも成立しないと思っております。

ですから、バルメン宣言なんかに出てまいります第一条などを理解するのは非常に難しいと思ってる者なんですね。同時にそれは必要であると思いつつ同時にそれを理解することは難しいと思ってる者なんです。

と、いうのは民主主義というものは多元主義を踏まえないと政治的な領域だったら政治的な領域の自立性ということ認めないで成立するはずがないと思っております。私が書いたいろいろなものの中で、そこで補完性原理ということ、これはカトリック教会の伝統的な考え方の一つなんですけども。例えば、日本において福祉とか医療というものが発達して、もうこれ以上いらぬというときには教会がそれを補完する必要は全くないと。反対に、途上国においてその人間的なそういう領域において権利が侵害されているとするならば、それは教会は精神的な指導性を発揮するんだからといって、教育とか福祉ということに手をこまねいてはならないと。

と、いうのは実際に侵害されているわけですから。同じように政治的な権利であつたって侵害されているという事実があるならば、そこに介入するのはこれは義務になると。それがでもそれは多元性ということ踏まえての話であると。最初から神からすべてが来ているんだから何にでも介入してよいというのではなくて...

だから、教会はその権利を持ってるというのは、それは中世の教会国家主義か教皇国王主義かわかりませんが、全くの混同になると。そして歴史的にもなってきたと。そういう意味では私は民主主義的とか多元主義的なことというのは政教関係とか国家と教会の関係では絶対不可欠なものであると思っております。独自性、自立性ということ認めた上で福音的な使命というものはあるんだと。歴史的にはそういうものは日本においてもいろいろな欧米からの支援で病院とか学校とかが福音的事業とされてきました。精神的な意味ではまだまだ発揮の余地がありますけども、實際上教育とか学校の乱立とか、競争というもの、経営のための経営という時代に、これがなぜ福音だ、福音的な使命だと言えるのかと。

多次元的分野のそれぞれに精神的な面ではいつでも発揮の余地はあります。リーダーシップを発揮しなければなりません。でもその実践はもしもその余力があるならば途上国とかシエラレオーネでなんですね。まだまだ、そして、それは地球全体、人類全体へ配慮した形でのリーダーシップを起こそう、発揮していかなければならないと。それでその義務

はですね。教皇パウロ六世の言葉「福音は解放する義務、それを始めさせる義務があり、それをあかす義務、それを完成させる義務がある」んだというのは、このような背景を踏まえて理解しなければ、と思います。

ですから、信教の自由と、政教分離というのは本当に一心同体であると。ただその表現が違いますし、その確立の仕方ということは、発揮の仕方ということは違うと思っております。

司会者 ちょうど3時になったんですが、簡潔にお願いします。

○質問者 中田（？）薫

始めの部分は不明

先生はどうして愛国ということばを使っていたらっしゃいましたが、意味がもう少しすっきりしなかったんですけども。国家ということばをいう場合に政治制度というのをまず一つ上げられると思うんです。その次に領土という。そこに住んでる住民や民族、日本という国でも日本民族だけじゃなく在日中国人がおり、韓国人がおり、あるいはフィリピン人もいるわけです。領土にしたところで今の朝鮮、韓国、台湾あるいは対馬列島、かつては日本の領土ですね。政治制度にしても戦前は天皇主権だったけれども、現在は国民主権……。私は戦前のキリスト教徒の戦争肯定論、そのとき勉強……。結局その天皇……。あるいは天皇を中心とした政治（不明）国体と……。

キリスト者と同時に天皇信仰者であるということは……。

西山先生 私は十分理解していませんが、おっしゃってることはそのとおりだと思います。

やはりキリスト者というのは普遍的な愛ということ、そして、愛というのは普遍的でなければならぬと。だれが身内だからというのはそれは非常に利己的なことをすべて容認してしまうという。ですから、愛国というのはそれです。だと思います。全部。愛国なんていうのは魚釣島であったって、独島であるか竹島であるか全部あれは力の強い方がぶんどってきたと。千島列島だって皆そうですよ。国境なんて全部それですよ。力でもって綱引きでもって全部やってきたわけでそれが歴史的に正当化されてるだけであってですね。国家主義体制のなせるわざですから。そんなものは何の根拠もないものでしかないと思います。

しかし、もう一つ言わせていただければこれは根拠があるんですけども、家族というものは美化されますが、家族というもの以上に(自己)愛ということですからすべてを正当化して疑問を抱かせないものはないと。

例えば、家族しか、現代の資本主義社会においては市場経済においてはそれしか、頼る所がないということも事実ではあるんですけども、それが美化されてるという点においては愛国心以上のものかもしれないと。ですから、愛という言葉を使っていながらキリスト

教徒は本当のすべての人々を兄弟として愛しているかということ、敵をもというんですから。それを超えるところに初めてキリスト者としての本来の姿があり、イエス様のメッセージがあるというふうに私は思っております。

その点でご指摘下さったお考えと共通しているんじゃないかと思いますが、誤解していたらお赦してください。

司会者 どうも長い時間ありがとうございました。まだまだお話ししたいことあるかと思えますけども、これにて会を閉じさせていただきます。

閉 会